

子どもの貧困対策に関する検討会 第3回議事録

日 時：平成26年5月22日（木）13:30～16:30

場 所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

出席者：

（構成員（敬称略））

宮本みち子座長、新保幸男座長代理、大塩孝江、小河光治、末富芳、高橋遼平、
鉄崎智嘉子、道中隆、山野則子、大山典宏、古瀬清美

（外部有識者（敬称略））

安藤哲也特定非営利法人タイガーマスク基金代表理事

湯澤直美立教大学コミュニティ福祉学部教授 / 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク共同代表

（内閣府）

岩淵豊子ども若者・子育て施策総合推進室長

加藤弘樹政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

（文部科学省）

大谷圭介生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

（厚生労働省）

小野太一雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

議事次第

1．開 会

2．前回議事録の確認

3．議題

（1）外部有識者からのプレゼンテーション

安藤哲也氏発表

湯澤直美氏発表

（2）構成員からのプレゼンテーション

大塩構成員発表

小河構成員発表

鉄崎構成員発表

道中構成員発表

新保座長代理発表

（3）討議

4．閉 会

宮本座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日も大変豊富な報告があり、たくさんの資料が配付されておりますので、今日は3時間ですけれども、どうぞ、実りのある検討会にしたいと思います。

それでは、まず、構成員等の出欠状況につきまして、事務局から御説明いただきます。

加藤参事官 事務局でございます。

本日の第3回検討会でございますけれども、構成員の皆様につきましては、全員御出席いただいております。

それと、本日の議事の中で外部有識者の方の御発表を賜りますが、本日は、お二方お招きしております。

御紹介いたしますと、特定非営利活動法人タイガーマスク基金代表理事の安藤哲也様です。

立教大学コミュニティ福祉学部教授でいらっしゃる「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークの共同代表でもいらっしゃいます湯澤直美先生です。

以上でございます。

宮本座長 それでは、配付資料と前回の議事録の確認をお願いします。

加藤参事官 引き続きまして、事務局でございます。

まず、議事録につきましてですが、本日の配付資料、資料1が議事録の案ということになってございまして、これにつきましては、あらかじめ各構成員の皆様方に御確認をいただいておりますので、この場で特段問題がない場合には、本日以降、内閣府のホームページで公開させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

資料のほうでございます。本日の第3回の議事次第の下のほうに配付資料の一覧がございまして、資料番号を付してあるものとしては8点でございます。お手元御確認くださいませ。

資料1、第2回の議事録（案）。

資料2、安藤様からの提出資料。

資料3、湯澤様からの提出資料。

資料4、大塩構成員からの提出資料。

資料5、小河構成員からの提出資料。

資料6、鉄崎構成員からの提出資料。

資料7、道中構成員からの提出資料。

資料8、新保座長代理からの提出資料でございます。

あわせて、机上の配付分といたしまして、安藤様から御提供のあったタイガーマスク基金の御紹介等のパンフレット等の資料。

また、湯澤先生のほうから関係の論文と子どもの貧困対策を取り上げた東京新聞のサンデー版、こういったものの御提供もいただきました。

あと、大塩構成員から全国母子生活支援施設協議会の御紹介のパンフレット。

小河構成員から、これは先日、17日土曜日のユースミーティングの関係の追加の資料ということで、A3判で2枚のものを御提供いただいております。

もし、不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。

以上です。

宮本座長 それでは、まず、議題の1でございまして、外部有識者からのプレゼンテーションでございます。

なお、本日は3時間という時間を用意しておりまして、かなりいつもより長めでございますけれども、毎回ですが、プレゼンテーションが大変豊富で内容が濃いものですから、それで質疑の時間をとっていくと、最後の総括的な討論の時間が残らないという問題がありまして、本日は、議題の3のところでは討論という時間を設けておりますので、できれば、そこを膨らませたいと思いますので、プレゼンテーションの後の質疑は、できるだけ簡潔にさせていただき、あとの討論のほうに残しておいていただくということで進めたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、初めに安藤哲也さん、特定非営利活動法人タイガーマスク基金代表理事でございますが、発表を10分間、お願いいたします。

安藤代表理事 タイガーマスク基金代表理事の安藤でございます。

本日は、このような機会を与您いただき、どうもありがとうございます。

私のほうからは、タイガーマスク基金が活動しております、社会的養護の拡充、その背景にある児童虐待の防止でありますとか、そういったことについてお話をします。

皆さん、タイガーマスクという言葉聞いて、何を思い浮かべられるでしょうか。2010年の秋ぐらいから児童養護施設にランドセルを届ける、匿名で置いていくという方が多数あらわれて、児童養護施設というものが少しくローズアップされたのですが、そのころ、私は2枚目にありますように、NPO法人ファザーリングジャパンというところで、父親の育児支援というのをずっと展開しておりました。

それで、児童養護施設存在を、そういった報道等で興味を持ちまして、その中で、なぜ施設に子どもたちがこんなにたくさんいるのかというような現状を自分なりに分析したところ、やはり、家庭内で起きているさまざまな問題、虐待とかDVもそうですし、あるいは子どもの貧困の問題、こうしたことを川上の問題として捉えていかなければいけないのだろうと思いました。

それで、ファザーリングジャパンは父親の育児支援をする中で、川上の孤立したお母さんの育児とかを救っていかうではないかということをやっていたのですが、一方で、川下に流れてくる施設の子たちのいろんな課題も見えてきました。それで、タイガーマスク基金という団体を2011年の3月1日に立ち上げました。

最初は、順調にいろいろ、資金も寄附も集まっていたのですけれども、震災後、ぱたりと止まってしまいまして、そういう中で、いろいろ工夫をしてやってきたということになります。

こちらの社会的養護の現状については、厚生労働省のデータですので、今年の3月現在の数字になっています。全く減ることがなく、どんどん数字が増えているという状況をごらんいただけたらと思います。

その次に、その原因となる虐待を受けた児童も年々増加しているというふうに言われております。

単に親がいなくて、経済的な問題で施設に来る子だけではなく、これからは、いわゆるそういった虐待による医療的なケアというものが、恐らく必要になってくるだろうと思われれます。

次にタイガーマスク基金で力を入れている施設を退所した子どもたちへの進学支援についてお話しします。

こちらのグラフが厚労省のものですけれども高校を通いながら施設を退所した子がどういった進路に行っているかというのが、こちらのグラフです。

今年3月の速報値ですけれども、1,626人中200人しか大学に通っていない。一般家庭の子の大学進学率の全国平均は53.2%ですが、施設の子たちは12.3%です。こういう状況だということを我々も知って、3年前より自立のための進学支援の活動をしております。

国のほうもいろいろ支度金の加算額など追加措置をやってはいますが満額でも約27万円です。たったこれだけのお金で生活自立もしながら、4年間大学に通うことが非常に困難な状況にあるということは明らかであります。

我々としては、この進学サポートをやっていこうということで、現在、サポーター制度というのを運営しております。仕組みから言いますと、4年間で30万円を1人の子どもに返済義務なしで給付をしているという事業になります。

これまでも、さまざまな基金がこういった活動をしてありますが、複数応募が無理だったりとか、いろいろあります。そういう足かせを全て我々は取り除いて、返済義務もなく、30万円の給付金をプレゼントする活動をしております。

時折、1人で30万円をぼんと出してくれる篤志家もいらっしゃるのですけれども、我々の目的の一つとして、こういった問題を広く社会全般に啓発したく、若者や子育て中の保護者の皆さんにも関心を持っていただきたいということで、例えば5人の仲間を募って、月々1,000円から寄附ができ4年間1人の子どもを支えていくというような仕組みをつくっています。もちろん、煩わしい振り込みもなく、口座振替ができるような仕組みをつくってしております。

成果ですけれども、平成24年は22名、平成25年が30名、ここまでは初年度10万円しか、実は支給をしていませんでした。だんだん基金も支援者が増えてきまして、今年26年度、これは、まさに今、審査中といたしますが、応募を受けつけていまして、48名の子ども

もたちから応募が来ております。この48名は、全てこの4月に大学に入学したという証明つきで応募をされていますので、ほとんど問題なく給付ができると考えております。

1点修正なのですが、赤字で初年度10万円となっているのは、初年度12万円の間違いですので、12万円というふうに書いてください。それで、2年、3年、4年で進級順に6万円ずつということになります。

支援した若者たちから、いろいろお手紙等をいただいておりますが、こちらに掲載してあるものです。今年も将来にビジョンを持った子どもたちから、たくさんお手紙をいただいています。それを読むにつけ、少子化を迎える日本社会において、この子どもたちの人材としての輝きを絶対失ってはいけないと、読むたびに思います。

親のさまざまな状況があって、仕方なく養育を受けられなかった子たちが、それでも施設の中で、あの喧騒の中で一生懸命勉強して、自分の夢を実現させるべく大学にチャレンジするという、この彼らの思いを我々はぜひ応援したいし、広く全国の方に知っていただいて支援者、共感者をどんどん増やしていきたいと思っています。

ただ、その大元にある子どもの貧困、つまり、子育て世代の困窮問題を根本から解決していただくのが、多分、この検討会を初め、行政の皆さんたちのお力だというふうに思っていますし、我々のような民間の団体も、これからどんどんネットワーク化して、一緒に協力してやっていきたいと思っていますので、ぜひ御理解と御支援のほど、よろしく願いします。

以上になります。どうもありがとうございました。

宮本座長 ありがとうございました。

それでは、5分程度、できるだけ簡潔に御質問ください。

では、大山構成員。

大山構成員 大山です。埼玉県で児童養護施設の担当をしております、タイガーマスク基金の取り組みに関しても注目しております。

まず、1点目の質問です。児童養護施設を出た子どもたちは、大学に進学する子どもばかりではありません。大半は高校を卒業した後、就職をしていくのだと思うのですが、残念ながら、この子どもたちが、その後どうなったのかといった、いわゆる5年後、10年後の就労や生活に関する追跡調査は、国としてはまだ実施しておりません。

埼玉県や東京都などで、都道府県レベルで試行的な調査は行っているのですが、国としてこうした調査を行っていく必要性について、お考えをお聞きしたい。

2点目は、こうした高校を卒業したらすぐ就職しなければいけない子どもや、あるいは高校を中退して社会に出なければいけない子どもに対する支援に関して、何かお考えがあれば、お聞かせください。

以上、2点をお伺いいたします。

安藤代表理事 まず、2つ目のほうの御質問に関してですが、確かに我々のもとにも四年制の大学だけではなく、短大とか専門学校とか専修学校に行く子どもも多いので、そ

ちらも支援していただきたいという声は、実はたくさんいただいております。里親さんからもいただいております。

ただ、原資も限られておりまして、我々がなぜ4年制大学にフォーカスしているかというと、先ほど進学率が12%というのを出示しましたけれども、あきらめてほしくないというか、やはり、日本は学歴社会とも言われますので、やはり大学を出ることが一つの自立の大きな土台になっていくだろうというふうに思っています。

施設にいる子の中にも、物すごく輝きを放って、それ以降やっていらっしゃる方も、我々の会員の中にも施設出身者が数名いるのですけれども、彼らは大学に行っていたり、行っていなかったりするのですが、やはりそういった普通の若者が経験するような大学での生活や学業というものを経験することで、その人材がより輝いてくれるのではないかというふう思って、あと、施設の子どもたちにも大学に行けるんだよというメッセージを伝えたいということで、そこにフォーカスしております。

これで、ファウンデーションが、今の資金が100倍になれば、全てをフォローしていきたいというふうに思っています。

1つ目は、何でしたか。

大山構成員 その後の。

安藤代表理事 フォローですね。我々NPO間で、いろいろ仲間同士で話しても、やはり今、18歳、児童、福祉のあれが外れる、あるいは二十歳で成人というのは、一般論も含めてちょっと難しくなっているだろうと。ましてや、こうした社会的養護の子どもたちにおいて、18歳になったのだから一人でやりなさいというのもちょっと酷かなというふうには思っております。

ですので、個人的な意見としては、やはり30歳ぐらいまで切れ目のない支援をしていただければと思いますし、やはり、現代社会において、一般家庭の子ですら、なかなか自立が難しいという中で、この社会的養護の子どもたちに対するさらなるケア、アフターケアというものです。これをしっかりやってほしいのですが、このアフターケアをやる社会福祉法人や民間のNPOもまだ全然足りないという状況があります。

この間、大分県に行ってきたのですけれども、自治体が非常に力を入れて、今、アフターケアをやっているようです。こうしたロールモデルを見習って、制度、仕組み、予算を含めて、財源を含めて充実を図ってほしいと思っております。

宮本座長 ありがとうございます。

では、道中構成員、どうぞ。

道中構成員 非常に力強くたくましい活動を展開されていることに感銘を受けました。ありがとうございました。1点だけ、お教えいただきたい。資料2のところのロゴのタイガーマスクの絵が描いてありますね。この写真の半分はタイガーマスクでもう半分のほうは、若い男性の顔となっております。髪はふさふさなので安藤さんではないと思うのですが、

さて、私がお尋ねしたいのは、震災後に、寄附者からの寄附が非常に激減したというお話でした。基金なども創設されまして、本当に頑張っておられるのですけれども、そういったボランティアだけでは、なかなか運営も厳しいのではないかと拝察されます。私の後のプレゼンでも少し触れさせていただきましても、このたりの財務の内容に関して、差し支えなければお話しいただければと存じます。

安藤代表理事 おっしゃるとおりで、本当に皆様の志、寄附、それは全部子どもたちに給付をしているのですけれども、我々の組織自体の運営は、今、全国で百数十名いる会員さんからの会費であったり、寄附で運営をしています。

予算だけを見ると、その寄附も入っていますので、それなりの額にはなるのですけれども、実利を申し上げますと、私は無給でやっております、事務局のいろんな連絡とか、施設さんとのやりとりというのが1名必要なもので、その人の人件費だけは固定費でやっております。法人自体も、登記上は、私の自宅になっているという状況です。

こういったことは、日本全体のNPOの問題でもあるので、我々だけが特別なことではないのですけれども、ただ、私としては知ってしまった以上、放っておけなかったのも、これは立ち上げて、一つの運動として社会的養護の問題をやっていきたいということでした。

それで、3.11で、やはり激減した中で、私が今進めている飲料メーカーさんとの寄附付きのベンダー、自動販売機の導入に、今、全国走り回っているという状況です。

これは、いろいろピンクリボンとかオレンジリボンでもやっていますけれども、自販機でジュースや水を買うことで、その何円かがタイガーマスク基金に入って、それが先ほどの進学サポートにも全部なっていくというものです。

現在、全国で20台導入していただいております。私の目標は2,000台です。これをあと5年の間に達成するのが私のミッションというふうになっています。

ですので、ぜひこういった自販機がたくさんあるお役所とか、学校とか、病院とか、そういうところにどんどん入っていく。これは、単なる寄附集めだけではなく、自販機というのは町のメディアでございますので、そこで買うたびに、こういった問題があるのだということを浸透させる役割も持っている。

特に、お父さんと子どもが買いに行ったときに、お父さんはタイガーマスクを昔見ていたと、タイガーマスクは、こういう話だったのだよと、児童養護施設の話だったのだよと、世の中にはこういう子どもたちもいるのだよというような親子の会話が進むような、そんなイメージを私は持ちながら、この寄附付きベンダーをやっております。

現在、名前は言いませんが、ごらんとおりの会社と今、やっていますが、実はもう2社から組みたいという話もいただいております、どんどん加速度的にやっていきたいなと思っております。

道中構成員 ありがとうございます。

宮本座長 もうお一方、では、末富構成員。

末富構成員 恐れ入ります。日本大学の末富と申します。私は、教育費問題全般が専門

なのですけれども、このタイガーマスク基金のような取り組みが拡大すれば、例えば、児童養護施設からの進学率が、そのまま向上するのか、あるいはそれ以外のサポートもあわせて必要なのかと、特に進学率の低さを見たときに、児童養護施設等における進路指導のあり方なども含めて、もう少し、恐らく私も実態はよくわからないというところがあるのですけれども、こういった指導があればいいのではないかというようなことがございましたら、ぜひお教えいただきたいのですけれども。

安藤代表理事 その点については、我々も研究課題ではあるのですけれども、最近は、こういった動きもありますし、子どもたちも意欲的な子も増えているというふうには聞いています。

ただ、また聞きではありますけれども、かつての施設における、そういった自立支援の指導において、そもそも大学はあきらめなさいということを中学生ぐらいからずっと言われていたというケースもあるというふうには聞いています。

それは、結局、大学に行くよりも働いたほうが、あなたのためなのよという施設長の親心かとは思いますが、人材育成という社会的な見地に立てば、こうした進学を、やはり選択肢の1つとしてきちんと持てるような仕組みと、その指導をぜひやってほしいなど。

我々のタイガーマスク基金は、決して入学金や授業料だけに使いなさいという縛りはありません。つまり、その子がアパートを借りる敷金でもいいし、携帯の支払いに使ってもらってもいいし、やはり、人として自立できるための1つのサポート資金ということですので、その使い道については限定していません。ということは、やはり、まだまだ進学するには学校へ納入するお金以外にもたくさん必要なものが実はあって、一般家庭の子は、それを親が全部見るのですけれども、この子たちにはそれがありませんので、我々のようなNPOが、あと、本当に50も100もないと、多分全てはフォローできないだろうというふうには思っています。

宮本座長 ありがとうございます。ちょっともう時間なので、後の後半の討論でお願いできますか。

それでは、安藤さん、ありがとうございました。

次に立教大学コミュニティ福祉学部教授の湯澤直美先生のほうから、発表を10分いただいて、その後、御質問をいただきたいと思います。

湯澤教授 御紹介いただきました湯澤でございます。今日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、本日、まず、報告のはじめの柱としまして、そもそも子どもの貧困対策というものはいかなるものであるのか、この共通認識を大綱策定に当たっては十分につくっておくことが重要であろうという問題意識から、まずその点をお話しさせていただきます。

そして、前回は教育の支援のことがかなり出ておりましたので、今日は、その先といただきますが、経済的支援や保護者の就労支援といったことをカバーしながら、そのほか、実

態把握や推進体制について触れられればというふうに思っております。

早速ですが、子どもの貧困対策の射程ということで、まず、4点お話をさせていただきます。

資料をごらんください。1点目として、本当にベーシックなことなのですけれども、「子どもの貧困対策のベースは貧困対策」である、この認識をどこまで共有できるかということが極めて重要だというふうに考えています。

最近、子どもの貧困、若者の貧困、高齢者の貧困などいろいろ指摘されている中で、何か貧困が細分化されたものとして捉えられているのではないかと、というようなことを感じる場面が数多くございます。

貧困対策全般の充実なしに、子どもの貧困解消はあり得ませんし、貧困対策一般のみでの取り組みでは、子どもの貧困は解消しません。そこで、「子ども期という特性に焦点化した子どもの成育条件、保育・教育条件の整備・改善・充実」が必要になります。この双方の視点から貧困対策には取り組むべきだと考えます。

2点目として、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを、あえて貧困問題に援用して据える視点です。まず、ハイリスクアプローチとして、貧困状態にある子ども・子育て世帯に対応する施策を講じる、つまり、選別的対策とも言えようかと思いますが、それは、もちろん重要なことです。

しかし、それだけでは、貧困の世代的な再生産、社会全体の貧困問題は解消されません。そこで、ポピュレーションアプローチとして普遍的な対策、あらゆる子ども・子育て家庭の貧困リスクを解消していく視点が重要になってこようかと思えます。

2ページの図2は同じものを描いたものですが、ポピュレーションアプローチというものの中には、所得保障、雇用、保健・医療、居住政策、そして、所得の再分配機能の強化、こういったものが明確に位置づけられ、射程に入るべきだろうと考えます。

また、これらのアプローチは、個別の施策の中でも同様に援用できるということですね。厚生労働省のほうでも本当にさまざまな取り組みを推進していただいている、P3には「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の図を持ってきました。この中でも、この2つのアプローチが使われているわけですが、このような形で、一般施策の中にも「貧困にさらされている子ども」にどういうふうにアプローチしていけるのかという点から、子どもの貧困の視点を取り入れていくことが重要なのではないかと考えます。

そういう意味では、欧州委員会の社会保護委員会によって公表されている報告書の言葉が参考になります。

つまり、「全ての関連政策分野で子どもの貧困問題を主流化していく」という取り組みが必要だと同時に、「全ての子どもの幸福度を考慮したユニバーサルな政策と、最も脆弱な子どもに焦点を当てた政策の適切なバランスをいかに図っていくか」ということが重要だということが言われていることが参照できるものであろうかと思えます。

3点目の視点ですが、子どもの貧困対策というのは、特殊な一部の対策ではなく、国連

で「子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」と言われておりますように、子どもの権利条約に規定されているあらゆる権利の否定、子どもが貧困にさらされるというのは、そういう状況に置かれることなのだという据え方が重要です。つまり、子どもの権利保障という観点からの取り組みが必要なのだと考えます。

そこで、資料の4ページに図表を載せさせていただきましたが、例えば、子どもの権利条約の中には、教育はもちろんでございますが、医療・保健、保育サービス、文化的な体験なども規定されており、このような点も大綱でカバーしていく必要があると思います。

そして、4点目の視点は、「貧困と社会的排除」という視点です。

これは、個人・家庭レベルへの対応に加え、地域・コミュニティをベースとして、「つながりからの排除」といったものもきちんと取り入れていこうということになるかと思えます。

今、申し上げた視点を大綱と絡めてどういうふうに考えていくのかといったときに、法律の中では、教育支援、生活支援、就労支援、経済支援の4本柱が明確に立てられていますが、これのさらなる補強が必要だと考えます。

医療・保健、保育、それから排除状態をどういうふうに解消するか、特別なニーズを持つ子ども、地域を基盤とした支援システム、このあたりが明瞭に見えるような大綱の策定が必要であると考えております。

次に、報告の2番目の柱として、子どもの貧困対策がどういう機能を持ち得るのだろうかということに移ります。資料の6ページに載せておりますような少子化対策、子ども・若者育成支援対策、母子保健対策などが進んでくる中で、ようやく子どもの貧困対策法ができたわけです。昨今では、「少子化危機突破のための緊急対策」といった政策も出ておりますし、あるいは新たに労働者派遣法の改定や、「残業代ゼロ」というような取り組みも出てきております。子どもの貧困対策というものは、独立した子どもの貧困対策が計画化され実効性あるものとして遂行されることが必要なことはもとより、そのような各種の計画や対策、各種の政策の中に子どもの貧困を解消し、人生のスタートラインから社会的な不利を及ぼさない視点を入れ込んでいくということが必要であります。

そういったことからすると、昨今の労働規制、雇用の変容といったものが、子どもの貧困を悪化させていく、そういう可能性があるのではないかと、そういう視点からの検討も要すると思えます。

また、もう一つの子どもの貧困対策の機能として、子どものライフステージに沿った、切れ目のない包括的な支援、それをどう提供していけるかということがあります。これは、既にいろいろな対策の中でも「切れ目のない支援」ということは言われていることです。

しかし、重要なことは、より困難な状況に置かれた子どもほど、切れ目のない包括的な支援からこぼれ落ちてしまうということです。制度間の不整合により「制度の切れ目」というものがつくられてしまい、そこにそのような困難層が落ち込んでいく、そういうリス

クがあるのだと考えます。

それゆえ、子どもの貧困対策というものは、「子どもの貧困」、「困窮状態に置かれた子ども」の視点から切れ目をつくらない、そういうことがどうできるのかというものを問う、そういうような機能を有しているのだろうと考えています。

例えば、8ページには、厚労省のほうから出されている新しい、すばらしい御提案「妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化」を掲載させていただきました。そして、妊娠・出産期というとても重要なスタートラインの時期、これを子どもの貧困対策という視点から見たときに、どういった課題があるかということ、8ページの図の下のほうに若干述べさせていただいております。

例えば、若年妊娠・出産といった課題と、貧困の中での育ちといったものが、深い関連性があるものとして、イギリスなどでも、地域ベースの取り組みが行われていますし、さまざまな視点から、このような妊娠・出産期にどういうふうにアプローチしていけるのかといったことを考えていくことができるのだろうと思います。

総じて言えば、今、パワーポイントにありますように、制度の死角や狭間から生み出される切れ目、それから、制度はあるのだけれども、運用や機能不全から生み出される切れ目、あるいは資源そのものから生み出される切れ目といったものがないかどうか、そういった視点から検討し、大綱の中に必要な視点を盛り込んでいくことが重要かと思います。

時間がないので、9ページ、10ページは飛ばしますけれども、例えば子どもシェルターにたどり着く子どもたちの実情から見ても、児童の年齢設定という点から「18歳～19歳」層が制度の狭間になってしまったり、自立援助ホームは20歳で退所しなければならないというところで貧困状況に陥っていくなど、制度の切れ目の問題があります。それから、例えば、今は子どもの精神疾患ですね。この問題が、保護者のみならず出ている、そういう中で、そのような問題状況をどういうふうに解消していけるかということが重要かと思います。

次に、報告の3番目の柱として「保護者へのアプローチ」に移ります。11ページ目以降をごらんください。

まずは、11ページの図表にありますように、単一な貧困率だけでは見えない状況を可視化する中でアプローチを考えていかなければならないと考えます。

図表からは、貧困率が年齢によってもかなり違うということも分かりますし、あるいは学歴階層といった点でも相違があることが分かります。例えば、ひとり親世帯と両親世帯の学歴を比べてありますが、ひとり親世帯のほうが高い学歴階層の率が若干高くなっております。これは、何を示しているかということ、単に個人的な状況で離婚に至っているだけではなくて、社会経済的な実態が反映されて家族の解体というものが生み出されている、そういう状況があるということです。

生活保護世帯の中での貧困の連鎖ということが言われていますけれども、生活保護にも至ることができない層の中での貧困の連鎖といったものが、どう発生しているかというこ

とをきちんと視野に入れて調査をして政策を考えていかなければなりません。

そして、13 ページの図表にありますように、生活保護世帯は、より中卒率が高いという現状であり、まさに貧困が連鎖しているという実態があります。

そういう中で、少し時間が来ておりますので、足早にいきますけれども、就労支援を再考する必要があります。就労支援のベースには、やはり子どものウェルビーイングをいかに確保できるかという視点を据えて、「社会保障や税制による所得の再分配、就労、福祉サービス」を組み合わせていく、そういう政策パッケージの中から考えていかなければならないということがあると思います。

母子家庭の領域でいけば、2002 年から「所得保障から就労による自立を促進」する政策に転換してまいりました。

しかし、資料にも載せておきましたけれども、母子世帯はワーキング・プアの典型世帯となっております。

資料の 16 ページに移りますけれども、そういう中で、やはりどう考えていったらいいかというときに、所得移動という観点からきめ細やかに実態をとらえていく必要があります。例えば、母子世帯なら母子世帯の中で、所得の移動というものがどのくらい上昇移動が可能なのか、可能ではないのかといったような状況を 17 ページにも表を載せてございますので御参照ください。

この表を見ると分かるように、やはり固定層あるいは下降移動層というものが大きく存在していて、上昇移動できるのは、本当にごくわずかであるということです。このような内部構成を踏まえて政策パッケージを考えていく必要があります。

日本の現在の就労支援策は、「ケアレスパーソンモデル」を前提とした就労促進になっています。まずは「就労ありき」という政策になってしまっているので、当事者の方々の生活というものは「子どもを犠牲にして就労に邁進しなければいけない」という状況になってしまっております。そのため、子どものウェルビーイングの促進の観点を介在させて、「所得保障による貧困削減効果」といったものも就労支援と同様に考えていくことが重要ではないかと思っております。

ちなみに、配付した資料に、児童扶養手当の貧困削減効果を示す表を載せてございますので御参照ください。

それから、先ほど学歴問題に触れましたが、学歴階層に配慮した保護者の学歴取得の支援も重要です。子どもの学歴取得はもちろんでございますけれども、保護者の方々への支援といったことも考えていくことが必要だと思えます。

さらには、これは母子生活支援施設の方の調査の中で出てきているものですが、現在の就労状況が、保護者の子どものころの虐待経験に関連しているというデータもございます。貧困と暴力の分かち難い影響力といったものが、現在の暮らしにどういうふうに影響しているのかといったことも踏まえた取り組みが必要であろうかと思えます。

最後に、推進体制とか、実態把握の点は資料をごらんになってください。そして、東京

新聞(2014年3月16日版・世界と日本 大図鑑シリーズ No.1138)を資料として配付させていただきました。「子どもの貧困対策」に必要な個別の施策については、この中に盛り込んでおりますので御参照ください。ただ、施策の羅列といったことではなくて、こういったものをぜひ10年後、20年後、私たちがどういう社会像を望むのか、そういうような議論の素材にしていいただければと願っております。

労働市場と家族頼みの政策ということで展開されたこれまでの政策が、もはや労働市場にも家族にも依存することができなくなった現在の状況の中でどういう政策が必要となってきた、どういう社会を望んでいくのか、そういったことを踏まえ、10年後、20年後を見据えた大綱の議論を望みたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

宮本座長 ありがとうございました。

それでは、質問をどうぞ。

小河さん。

小河構成員 あしなが育英会の小河です。

今、お時間がなかったということなのですが、ぜひとも推進体制、最後のところ、この点についての湯澤先生の御意見、よろしく願いいたします。

湯澤教授 すみません、手短かにいたします。

まず、推進体制というところで、ぜひ自殺対策と同じように、内閣府の中に子どもの貧困対策推進室を設置していただければと思います。本当に頑張って取り組んでいただいている皆さんの、体制を整えていただくとともに、やはり常設的な子どもの貧困対策の審議会というものを設置していただければと考えます。

そして、ぜひ、既にほかの領域での取り組みもありますから、強化基金とか、強化交付金など、そういったものも子どもの貧困対策の中で位置づけていただきたい。

それから、市町村レベルでもどういうふうな取り組みが推進していけるのかということも、やはり都道府県レベルにとどまらず必要になってまいりますので、そのあたりの取り組みというものもぜひお願いできればと考えます。

それから、「健やか親子21」など、そのほかの領域でも本当に優れた施策の展開というものをしているということを実感しております。

最近出た、「健やか親子21」の最終評価等の検討会の中での報告書の一部を資料にも掲載してさせていただきましたけれども、ベースラインを設定しながら中間評価、最終評価ということで目標設定しながら改善を図っているという本当にすばらしい取り組みがあります。子どもの貧困対策の推進ということにおいても、このような対策に学びながら、大綱のその後の取り組みの体制といったものをつくっていただければと願っているところです。

ありがとうございました。

宮本座長 そのあたりは、また、後半の討論の中でも出てくるかと思えます。

それでは、大塩構成員、どうぞ。

大塩構成員 湯澤先生、どうも御発表ありがとうございました。

お時間がない中での御発表でしたので、児童扶養手当について、先生が16ページから資料を出してくださっていますけれども、児童扶養手当については、先生はどのようにお考えでしょうか。

湯澤教授 児童扶養手当の貧困削減効果は、一重に児童扶養手当受給世帯にとっての効果も大きいのですが、もう一つには、生活保護受給世帯の自立ということにおいても児童扶養手当は効果を持っているということも強調しておきたいと思います。

一定程度の児童扶養手当の額があり、その上に就労の所得額などいろいろ積み合わさって、ようやく生活保護基準に到達するというのが現状でございますので、児童扶養手当は生活保護世帯においてもとても重要だということだと思います。

ただ、現行で、もっと改善の余地があると考えておきまして、17ページのほうにも少し載せさせていただきましたが、現在の児童扶養手当のところで行くと、やはり所得制限限度額の改善が必要です。祖父母同居の場合には、経済的に困窮しているから同居する人が多いのですが、同居の扶養義務者の所得制限限度額が厳しいために、児童扶養手当が受給できないということもあります。また、1年目で児童扶養手当を受給するときに、まだ、子どもの扶養が前夫のもとにあるという場合には、扶養人数が0人というような計算になってしまいます。そうすると、本当に困窮しているときに一部の人しか児童扶養手当にアクセスできないというような現状にもなっておりますので、現行の制度を少しずつ改善していくことでも、より子どものウェルビーイングを促進するような意義ある制度にしていけるのではないかと考えております。ありがとうございます。

宮本座長 では、私のほうから1つ伺ってよろしいですか。

17歳とか18歳とか、その年齢で進学というのは1つの目標になると思いますけれども、今の実態からするともう一つの問題は、働かざるを得ない人が職業訓練を受ける保障をどうやって制度化するという問題だと思っているのです。

今の実態だと、年齢が若ければ若いほど、学歴が低ければ低いほど、職業訓練の機会がなく、雇用保険制度の対象には全くならない状態なのです。そうすると、雇用保険制度に入らないと訓練を受けたくても受けられない。公的な訓練機関の対象にはならず、あとは全部有料の訓練の機会しかないということなので、これは全くの悪循環になってしまって、単純なアルバイトのような仕事から絶対に脱出できないわけなのです。

そういう意味では、イギリスなどを初めとしてヨーロッパのいくつかの国が既に18歳未満の人には学校教育または職業訓練の保障を義務化するという点で既に進んでいると思うのです。その点で、湯澤先生等々この間ずっとこういう問題を扱っていらして、この職業訓練の問題というものをどう位置づけていらっしゃるでしょうか。

湯澤教授 この資料の9ページのところで制度の壁というところで、18歳、19歳、20歳のことを挙げたのですが、今、御指摘いただいたように、実は15歳の壁という問題をど

う扱うのかということもとても重要だと思います。結局、就労の場からも教育の場からも排除されている子どもたちにどうアプローチできるかといった点が重要だと思います。

職業訓練については、安定した居住の場、そして、目の届く安心した大人がいる場、そういう場を提供しながら職業訓練機会を最後までやり遂げる環境づくりがとても大切だと思いますので、そういうシステムをぜひ 15～18 歳層の中にどうつくれるか検討いただきたいと思っています。

若者サポートステーションの中には、例えばそういう教育の場からも労働の場からも見えなくなった子どもたちをどう見えるようにするかということで、サポートステーションから定時制高校に自分から出向いてニーズをキャッチアップするような取り組みをしているサポートステーションもあります。そこで、若者サポートステーションの対象年齢を下げ、アウトリーチ型の支援を展開しながら支援につなげていく。ぜひそういうことも御検討いただければと思います。

ありがとうございました。

宮本座長 今回のサポートステーションは、実はその 1 年間やったら途端に秋のあれで完全に切られて、サポートステーションは退学した後でなければ対象にはならないとなって、それを扱うところがない状態に今あるのです。

ありがとうございました。また、後半のほうで自由な討論をしたいと思っています。

それでは、先に進ませていただきまして、議題 2 です。構成員からプレゼンテーションということで、最初に大塩構成員から発表をお願いします。時間は 5 分と短くて申し訳ないですが、お願いします。

大塩構成員 皆様、こんにちは。

本日は、このような機会を設けていただきまして、どうもありがとうございます。

私は、母子生活支援施設から見える子どもの貧困ということでお話をさせていただきたいと思っています。

時間が 5 分ですので、資料をたくさん提出させていただいておりますが、割愛させていただく部分もたくさんあります。

まず、母子生活支援施設は児童福祉法第 38 条に基づいた児童福祉施設です。以前は母子寮と呼んでいた施設が、平成 9 年から母子生活支援施設へと転換されました。そして、生活の再建、就労、家族生活、児童の養育等、世帯の自立を支援する施設へと変わりました。

母子生活支援施設は、母と子がともに生活しながら、ともに支援を受けることができる唯一の児童福祉施設で、家族での生活が保障され、入所と同時に子育て支援が提供されます。

子どもの対象年齢はゼロ歳から 18 歳までですけれども、18 歳未満に入所していると、20 歳まで入所は可能です。

母子生活支援施設における支援は、お母さんと子どもたちそれぞれに対して支援をすることができます。

母子生活支援施設における自立への支援です。これは資料をごらんください。

母子生活支援施設の施設数ですけれども、現在は総数 252 施設と年々減少の傾向にあります。この減少の傾向についてはまたお伝えさせていただきます。

しかし、母子生活支援施設が減少しているからといって、対象世帯が減っているということではございません。

職員体制はこのような体制をとっております。

新規入所世帯の入所理由ですけれども、55.5%の方が DV 被害者です。これは主訴ですが、そのときに抱えてこられたさまざまな課題を複数回答して頂くと DV 被害が 50.1、住宅事情が 40.5、経済事情が 41.0 と複数回答すると暴力被害、経済事情により入所に至っておられる世帯が多いです。

児童虐待の状況ですけれども、3,085 人の子どもたちが被虐待児です。

外国籍の方々も 8.2%入所しておられます。

障害のあるお母さんも 25%いらっしゃいます。

入所している子どもの年齢は、小学生以下が 8 割です。

障害のある子どもの入所状況は、14%の子どもたちに何らかの障害があります。

お母さん方の就労状況ですけれども、64.7%の方が就労しておられます。生活保護の受給率は 46.2%と半数ぐらいの方が生活保護を受けておられます。

雇用形態ですが、ごらんください。85.4%の方が非正規雇用で働いておられます。しかし、就労収入も非常に低く、121 万円が平均です。

養育費の取り決め状況も非常に少なく、13.9%しか養育費の取り決めをしておられませんが、その中でも取り決めどおり受け取っておられる方が 55.6%しかございません。

これは資格取得の状況です。

次には平成 20 年度に実施しました「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究」の中で、55 施設を対象に利用者の方に直接アンケートをさせていただいた調査結果を御報告したいと思います。

主だったところを御報告させていただきます。お母さんの最終学歴ですけれども、中学校卒が 25.3%と 4 分の 1 以上の方たちが中学校卒です。高校卒業の方も 47.9%ですから、非常に学歴が低い状態です。

ここではお母さん方に実際に就労収入をお聞きしました。先ほどの実態調査では 121 万円と申しましたのは、全施設を対象に調査をした結果ですけれども、この研究の中で実際に利用者の方に調査をした結果、平均就労収入は 112 万 5,000 円でした。

このクロス集計はまたごらんください。

これはお母さんが子ども時代に体験されたことですけれども、ひとり親家庭で育てられた方が多いです。また、施設で暮らした経験のある方が 6.6%。子ども時代に生活保護を受けた経験のある方が 10.0%。虐待を受けた体験のある方が 20.5%。親の暴力を目撃した経験 34.5%。さらに、生活保護は受けなかったが家庭が経済的に苦しかった経験が 33.3%と、

暴力にさらされたり経済的にも困難な状態だったり、ひとり親の家庭の中で育ってきておられる利用者さんが非常に多いです。

ここは後でござんください。

利用者の方々の中で子どもを「短大、大学まで進学させたいか。」という問いかけですけれども、8割以上の方たちが奨学金や補助金が受けられれば進学させたいと願っておられます。お母さん方の自由記述の中には、「早く働いて母に負担をかけないようにするために、中学卒業で就職した。」「経済的な理由で就職した。せめて高校には行きたかった。」「資格を取って就職に生かしたかった。」というとても切ないアンケートが寄せられていました。

ここからはひとり親家庭で育てている子どもが抱えている課題ですけれども、家族関係への影響ですけれども、家族の崩壊を体験している。これは父親あるいは母親との別離のみならず、他の家族、祖父母との別離も経験しています。DVや児童虐待を体験している。そのために人の顔をうかがったり、自己肯定感が低く自信が持てないなどの影響が出てきています。

経済的な困窮による影響は、課外活動、スポーツ少年団、部活動などさえも制限されています。送り迎えができない、当番ができない、用具をそろえることができないなど、影響を受けております。

ここは非常に深刻なのですけれども、お母さん、お父さんが働いているため、子どもだけで過ごす時間が多い。親も子どもの学習にかかわる精神的、時間的な余裕がない。これが学力の低下につながっていきます。そして、生活面でも保護されること、守られる体験が少ない、家族の団らんの体験が少ない、大人から認められたり、褒めてもらう機会が少ない、生活の中で学ぶことが少ない、自己肯定感が育まれないなど、さまざまな影響が子ども時代に覆いかぶさっております。

7番目ですけれども、ひとり親家庭に必要な支援ですが、ひとり親形成期における相談支援の充実、ここは本当に必要なところですが。経済的な支援、児童扶養手当の拡充、これはベースアップを含みます。多子世帯への増額、非婚世帯への寡婦控除の適用。就労支援、先ほども話題に出ておりましたけれども、資格を取得するときの所得と学費の保障。最低賃金の引き上げ。同一労働同一賃金の保障。親の学び直しのための支援。母子生活支援施設では、中学卒業の学歴の方、ひとり親になられた年代が10代の方たちも非常に多いので、まずは御本人が学び直されてから就労に結びつくという方もたくさんございます。子育て支援、病気、冠婚葬祭時必要なときに家事・育児支援が必要です。

母子生活支援施設は、母子世帯の貧困防止の砦です。最近、母子生活支援施設が行政の中でなかなか紹介してもらえないということがございますので、ぜひ積極的に情報提供していただいて、積極的に活用をお願いしたいと思います。

全ての子どもの健やかな育ちの保障をとということで、生活困窮世帯における乳幼児期の安全の保障と良好な養育環境の整備について配慮していただきたいと思っております。妊娠期か

ら守られるシステムの構築をということで、子どもの貧困は妊娠期から始まっています。妊娠相談窓口の創設をお願いしたいと思います。そして、安心して妊娠期を過ごせて出産できるような制度の創設が必須だと思っております。

ゼロ歳から6歳までの未就学児への支援ということで、子育て支援事業や保育所など、社会的サービス等を利用していない世帯こそ支援が必要な世帯であり、乳幼児の状態、養育・家庭環境をきめ細やかにかつアウトリーチ的に把握する仕組みが必要です。

先ほども安藤さんから出ておりましたけれども、社会的養護を受けている子どもたちの健やかな発達の保障というところで、「社会的養護の課題と将来像」の早期の実現を切にお願いを申し上げたいと思います。

先ほど児童養護施設では進路指導がどのようになされているのかという御質問がありましたけれども、児童養護施設ではきちんと進路指導が行われております。しかしながら、そこに至るまでの子どもたちの背景が重くて、被虐待児であったり障害があったり、貧困状態の中で育てることができない子どもたち、親御さんがありながら施設に預けられている親と一緒に暮らせない子どもたちを育てていくということは非常に困難なことです。今は本当にマンパワーが足りません。ですから、子どもたちをより家庭的な環境の中で育てていくためには、その「課題と将来像」に乗せられている質の向上の早期の実現が必要です。ここで改めてお願いさせていただきたいと思っております。

ちょっと時間を超過いたしました。申し訳ございませんでした。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、お一方から質問を、高橋構成員、どうぞ。

高橋構成員 貴重なお話をありがとうございました。

大塩構成員の倉明園では、一人一人のお子さんやお母さんを尊重したというか、そのための取り組みが進んでいると伺っております。その点について、倉明園で地域の中で行政だとかさまざまな地域の中で取り組みというか協働についてお話しいただければと思います。

大塩構成員 ありがとうございます。

倉明園では「ひとりひとりを大切に」が理念です。そして、1世帯1世帯の家庭のニーズに合わせた支援をしております。ですから、保育が必要な方には深夜でも養育支援をしておりますし、休日保育ももちろん利用者の方のニーズに応じて行っております。

それから、進路支援についてですが子どもたちに外部から学習支援ボランティアさんをお願いして、大学受験についての進路支援もしております。

地域との協働ですけれども、ネットワークを張っております。昨年度からひとり親家庭に対する学習支援ボランティア事業を県から委託を受けまして実施しております。今年度は倉吉市から委託を受けてしておりますけれども、その中で見えてくるものは、母子生活支援施設に入所している子どもたちもかなり大変な状況の中で生活しておりますけれども、

地域で暮らしておられる母子世帯の方たちも非常に厳しい状況の中で生活しておられるということが、学習塾に通ってくる子どもたちの姿から見えます。

ですから、母子生活支援施設を利用していただきたいのと、地域で暮らしておられる方たちにもきちんと母子一人一人のニーズに合わせた支援が届くような仕組みが必要だと切実に思っております。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、先を急ぎますけれども、御意見がある方は後でお願いいたします。ありがとうございました。

次に、小河構成員から発表を5分をお願いいたします。

小河構成員 ありがとうございます。あしなが育英会の小河と申します。

私自身のことで忘れてはならないことがありますので、自身のことを少し述べさせていただきます。

41年前の私が8歳の誕生日の日に、私の父は交通事故に遭ってしまいました。その日は家族の誕生会があって、父が土木建設の会社を設立してまだ1カ月もたっていない。最後に母が聞いた言葉は「これで何とかやっていける」という言葉が最後で、父35歳、母32歳、私が8歳で弟が4歳、本当にどん底に突き落とされました。

当時、医療費は月に40~50万ぐらいのお金がかかっていまして、そのころには医療費の補助はなかったわけです。大丈夫大丈夫と繰り返していたのですが、実は母はとんでもない思いをしていた。それを大人になってから実は母の日記を読んで思いました。

昭和50年7月2日の母の日記をぜひ読ませてください。

体がだるくくよくよしたり、いろいろ考えたり、とても嫌な1日だった。何もかもが嫌になってしまった。よいことはないし、お金の要ることばかり。私の楽しみなんて何もなし。我慢したり節約したり気を使ったり遠慮したり、私には何があるの。子どもだけしかない。幸せなんかあるのかしら。一生こんな生活をしなければいけないのかしら。私は一体の何のためにこの世に生まれてきたのかしら。幸せのときよりも不幸のほうが長い人生である。私たちにも幸せな日々がくるのかしら。これ以上不幸になるぐらいなら死んだ方がよほどいい。

私が中学2年生のある夜に、その母親がもうお金がない、一家心中しようと告白したことがあります。何でこんな思いをしなくてはいけないのだと、そのときは誰にも声を上げることができなくて、総理大臣でも新聞記者でも誰でもいいからこの声を聞いてほしいと思っていました。

でも、そんな私が救われて今ここにいて、弟もそうです。先日、子どもの貧困の集会に下村大臣に来ていただきました。そこでも下村大臣は、1つの生卵を兄弟3人で分けた極貧の生活をしてきたと御自身のことをお話しされました。おかげさまで親を亡くした子どもたち、あしながの子どもたちは9万人が進学できたのですが、今なおそういうつらい思いをしている子どもたちのことを考えると、本当にどうしようもない気持ちで今もここに

おります。

あしなが育英会が去年行った調査でも、ここにアンケート調査、11 ページにありますが、今でもお母さんの1割が自殺とか心中を考えた、お母さん方がそういうふうに答えているという厳しい現状があります。

今日は高橋構成員が本来発言すべきなのですが、具体的に彼らが17日に行った東京コースミーティングでまとめた大綱案を私からも少し紹介させていただきたいと思っております。

5ページを見ていただければと思います。250人の学生、これはあしながだけではなく、ありますように12団体の学生たちの心の中から出てきたものだと思います。それをまとめさせてもらいました。

主な項目を5項目申し上げたいと思います。

1点目は、子どもの貧困の実態を徹底的に見える化することです。前回の阿部先生の御発表にもあったように、多くの諸外国では子どもの貧困の削減目標を設定しているということで、この中には当然子どもの相対的貧困率あるいはひとり親世帯の貧困率を含んだ削減の目標をぜひ設定していただきたい。生活保護だけでなく、その他の子どもの貧困世帯を全体の実態把握をしていただきたい。多面的な実態調査をしていただきたいということなどです。

2点目は、先ほど湯澤先生からお話がありました、どういう貧困対策を進めていくかということですが、ぜひとも子どもの貧困対策基金というものを官民でお金を出し合ってつくっていただきたいということ。それから、このような検討会の場をテンポラリーなものではなくて、恒久的なものにして審議会をつくっていただきたい。ぜひ、内閣府の中には「子どもの貧困対策室」をつくっていただきたいということ。

教育の分野について、前回からも出ていますが学生支援機構の奨学金を無利子にして返還は「出世払い」にするとか、高校の奨学給付金も設立していただいたことはとてもありがたいことなのですが、今、第1子の場合は月に3,000円というケースもあります。これを誰もが月1万円ぐらいに上げていただきたい。

それから、前回もお話がありましたように、既にある制度だとか支援情報を全ての方に届ける仕組みをつくってもらいたい。スクールソーシャルワーカーをできるだけ、全校・全園・全所が一番望ましいのですが、とにかく今、困っているところにもすぐ広げていただきたいと思っています。

そのほか、あと5項目ございます。重なる部分もあるのでここでは割愛させていただきたいと思いますが、私は子どもたちの支援というのは、例えば一番最初に子どもが初めて自転車に乗るときのようなものではないかと思っています。子どもの自転車というのは、後輪のほうに補助輪がついているわけなのですけれども、こういう補助輪のような制度と、ただ補助輪がある自転車だけを与えても子どもは自転車に乗れないと思うのです。後ろでお父さんやお母さんたちがそれを温かいまなざしで見守っているということが大切な

ではないか。こういった制度としての補助輪、温かく見守るというまなざしの両方が大切なのではないか。すぐにできることはすぐやる。長く時間をかけて取り組むものはじっくりやるということがこれから求められていくのではないかと思います。

ありがとうございました。

宮本座長 御質問がありましたら、お一方、いかがでしょうか。

末富構成員、どうぞ。

末富構成員 あしなが育英会の場合には、すごく実績がおありなのですけれども、私、この提言の資料を拝見したときに、児童扶養手当にもかかわることなのですが、20歳までの支援でいいのだろうかということを考えておりました、大学卒業年齢は22歳で実際に大学生はお分かりだと思いますが、就活ですとか最近大学教育がきちんとしているということで、アルバイトも年々厳しい状況になっている中で、20歳という年齢で切って果たして大卒で正規就労に結びつくような道が開けるのだろうかと思っているのですが、そのあたりはこれまでの支援の実績を踏まえてお教えください。

小河構成員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、理想的には、大学あるいは専門学校就学中まで延長していただくというのが理想的だと考えております。

現実的には、そうなりますとかなりの長い期間の給付期間の延長ということになりますので、段階的にせめて20歳というところで今、お願いをしているというところがございます。全面的におっしゃるとおりだと思っております。

宮本座長 それでは、先を急ぎますけれども、次の発表に移りたいと思います。

では、鉄崎構成員から御発表を5分をお願いいたします。

鉄崎構成員 前回もお伝えしましたように、私は大阪府で母子寡婦福祉団体の活動をしており、ずっと当事者として生きてきた人間でございます、ひとり親家庭の子の困難、貧困というのはずっと何十年も感じながら生きて、いろいろ発言してきたのですけれども、改めてこの問題に国、地方公共団体が総合的に取り組んでいただけることになりまして、大変意義深いことだと思えます。

当事者として、また、大阪という土地柄を踏まえまして、実態を見ながらの意見で、とりとめもない報告になりますかもしれませんが、お伝えしたいと思います。

初めに、雇用環境の改善ということで、前回も申しましたけれども、皆さんがおっしゃっていますように子どもの貧困というのは子どもが1人で貧困になるわけではなくて、親の貧困、そういうものが一番の原因になると思います。

日本の社会を見ているところ、だんだんと貧困というか経済的な格差が広がってきているのです。まして、母子家庭などは貧困層というものに固定化されている感じになってきて、今は、そういう階層化しているという状態にあると思うのです。

一番根本になるのが、非正規と正規の雇用の労働条件、これで格差が生まれてきて、今、見ているとだんだんと非正規の雇用を奨励するような形にまたなってきているので、格

差がここでもっともっと広がるのではないかという心配があります。

大阪府などは特に他と比べて、全国の平均以上に非正規労働者の割合が高いのですけれども、全国で 34.8%が大阪府では 42.9%です。母子家庭のお母さんの就労率というのは 80%を超えておりますけれども、母子家庭のお母さんの中で非正規の方は 50%を超えております。59%という数字になっています。

こういう雇用の形態の中でありまして、ワーキング・プアというのが当然出てきます。このワーキング・プアをどうするかということになりますと、これは社会のこういう構成を考え直すということであって、例えば非正規から正規にという、非正規の雇用形態を変える。そういうことでもしないと、このままではワーキング・プアは増えるばかりで減ることはないと思うのです。

例えばこれがこの形態ですと保つていくとすれば、公としてワーキング・プア、一生懸命働いても生活保護よりも水準の低い収入の人には、社会保障として収入保障をされるべきではないかと思えます。

いろいろとスキルアップの就労に対する講習はやっておりますけれども、現実、本当に就労する場所はないのです。パートか臨時雇用、そういうことで相変わらず 3K の仕事は女がするものだというふうに社会というのは、まだそれは解消されていない気がするのですけれども、いかがでしょうか。その辺からも考えて、本当に雇用形態というものの見直しを私は求めたいと思うのです。そうでないと、一生非正規でも構わないという雇用の仕方も認めるということに言っていますが、そうしたら身分保障は全然ないし、収入の保障もなくなってくるわけなのですけれども、そういったことを踏まえて雇用のことを本当に根本から考えていただきたいと思えます。

教育は、ずっと言っておりますし、皆さんおっしゃっていますので省きますけれども、要するに今、言いましたような経済格差が学力の格差には絶対につながらないように、よろしく願いいたします。

また、生活困窮者支援法に基づいて学習支援が位置づけられておりますが、それがもっと十分に使えるように、学校のほうも放課後教育等、いろいろと支援のほうを充実させていただきたいと思えます。

次に、経済的支援なのですけれども、貧困家庭にとって直接的な経済支援は大変ありがたいものですが、先ほど子どもが産まれるときのいろいろな経済支援はおっしゃいましたけれども、意外と大阪府などでも一生懸命妊娠、出産、幼児のいろんな手当の制度は出てくるのですが、高校以上からがずっと言われているように、なかなか制度がまとまってきません。ここにもうちょっと力を入れてほしいと思えますが、教育というのは本当は国などが支えていくべきものだと思います。けれども、今のよう教育にも一定の大きなお金がかかるということが前提で続くなれば、そういった高校、大学に進む時期の子どもがいる家庭への支援をもっと充実させてほしいと思えます。

先ほどからの児童扶養手当なのですけれども、いつも我々の団体でも常に要望しており

ますが、今、18歳の高校卒業とともになくなる期間の延長。これをせめて大学を出るまで。そして、第2子以降の支給額の増額、子どもが1人であれ2人であれ、逆に児童手当のように第3子になれば逆に増えてくるという制度もあるのに、児童扶養手当だけがなぜか2人目になると5,000円でその後の子はみんな3,000円ということになっております。

それと同居親族の収入で児童扶養手当の支給資格をなくするというのも撤廃してほしいと思います。

この児童扶養手当なのですが、確かにお母さんにとってありがたいものですが、ここに参考資料の図がありますけれども、子ども1人の場合全額支給4万1,000何がしかから一部4万1,000円から9,680円です。こういう数字になっていますけれども、大体子ども1人おりますと所得制限が300万ちょっとなのです。300万ちょっとで4万1,000円もらえるかと思ったらそうではないのです。すごく細かい計算で私たちが計算の方法は覚えられませんけれども、大ざっぱに言って満額4万1,020円から一部支給、ここへ移るのにどういう金額で切られているかといいますと、子ども1人で収入が一応所得制限は360万ですけれども、約130万でこの満額支給が減っていくのです。皆さん行政の方に言うのはあれなのですが、ということは、130万という線で母子家庭のお母さんの収入は手当を削られていくということは、すごく低いと思いませんか。

児童手当がここに書いていますように年収ベースが960万円です。ここまでは一応皆さん同じようにもらえるわけなのです。けれども、母子家庭の場合はこの児童扶養手当が子ども1人の場合130万を超えると手当額が減らされていくのです。極端にいうと、360万で子ども1人で児童扶養手当を受けられますけれども、その場合9,680円。こういう金額しかもらえないのです。だから、すごく母子家庭のお母さんは本当に裕福になってはいけないのかという感じがするのですけれども、この計算はどうにかならないでしょうか。

だから、母子家庭のお母さんがこの児童扶養手当をもらうような働き方という、どうしてもパートになります。そうしたら、1時間の時間給を100円あげるなどといった大きなことですね。何十円か上げるので大変なことですが、お母さんは実際に働いて、そうしたら何十円か時間給が上がったとします。そうしたら、それが130万の線を超えていたら、今度は児童扶養手当をもらったときに児童扶養手当が減っているわけなのです。お母さんにしたら、その辺の130万の収入ぐらいでまだ減らされるというのはどうということかと思っていたきたいのです。この辺のことも根本的に考えていただけないのか。

普通、児童扶養手当をもらって、全部で4万1,000円ほどもらえますよというけれども、これだけもらうのは結局130万以下の人でないともらえないわけなのです。それ以上の人は月にこれだれももらえないわけなのです。だから、確かにこれはプラスなのですが、あまりにもいろんな制度から見て少ないのではないかと思います。もうちょっとお母さんが心の余裕が持てるような保障というものをしてあげてほしいと思うのです。それが結局子どもに対する心のケアになるわけで、子どもの心の貧困にまで及ばないように、お母さん

に遠慮するのでしたら、この児童扶養手当も根本的に見直していただくことはできないかと提案させていただきます。

もう一つ、行方不明の子どもとかがたくさん出ていますね。小学校に入るのにいくら通知を出しても来ない。そのまま放っておく。このところ乳幼児の健診に来ない人が全国で4,000人もいます。この調査をもっと徹底的にやってもらわないと、これもきっと子どもの貧困から来ていると思うのです。親がどうしても経済的なあれになる。

それと母子家庭のお母さんの場合、給付の場合もお金でいただくのはいいのですけれども、本当に貧困の家庭ではいただいたお金を子どものために使わずに、ついその日の生活費に使ってしまうということも往々にしてある。これでは、制度の本来の目的を果たしていない。高校生等奨学給付金制度について大阪府議会でもそれをいかに子どものために使うか議論があった。給付金が制度の本来の目的に使われているかを検証し、改善していただけたらと思います。

また、お金より現物支給という方法を具体的に考えてもらえないかと思うのです。修学旅行の資金にするとか、今、給食費を払わない人がいるというので給食費にするとか、子どもの教育のためにきちんと使われるようにすることが重要。しかし実際は、子どもの教育のためにきちんと使いたいと分かっているにもかかわらず、現実問題としてつい生活費に使わざるを得ないといった状況も想定される。そのぐらい母子家庭のお母さんはぎりぎりの生活をしております。そういう面も考慮に入れていただけたらと思います。

宮本座長 ありがとうございます。

時間が短い中で大変失礼なことを重ねておりますが、先に進ませていただきます。

それでは、あと道中構成員と新保座長代理のお二人が残っておりますので、お二人続けて説明していただけるでしょうか。

道中構成員 失礼します。お疲れのところ申し訳ございませんが、私のほうからは「子どもの貧困等社会的不利益」のタイトルの資料7をパワーポイントで御説明させていただきます。

大きくは 部と 部に分かれてございます。 部のほうは1ページから9ページです。 部のほうは10ページから24ページとなっております。

部のほうは、これまで貧困という捉え方、あるいは子どもの貧困という共通認識も大分深まってきており、子どもの貧困対策法の成立によりまして、一気にエンジンがかかってきたという状況でのお話しです。その 部の全体像としては、大体これまでのエビデンスも知見が蓄積されてきた内容の確認ということでございます。こういった子どもの貧困を取り巻く社会・経済的な背景という指標があるということでございますので、これを鳥瞰的に見ていただければと思います。

2ページ目下段の格差と不安社会というのは、ここの部分は子どもだけではなくて、非常に厳しい社会・経済状況を反映しているということで「すべり台社会」と湯浅誠さんが表現されています。しかし現在はさらに厳しい、厳しさが険しい状況になっています。私

はこうした状況を3ページ上段の図「漏斗型社会」と形容しています。こういう形で一旦ここに落ち込んでいきますと、ここからはい上がっていくというのはなかなか至難のわざです。親の世代、2世代、3世代という形でこの中でぐるぐる回っていくしかありません。ここからはい上がっていくというのがなかなか困難な時代になったということで「漏斗型社会」と申し上げております。これは3ページ下段の図はまさに絶望のあきらめ社会ということになります。

これはそうなのですが、第二次小泉内閣の時に「格差はあって、なぜ悪いのか。」という小泉さんの言葉がありました。多くの国民の皆さんの記憶にも定かであると思いません。確かにそのときはなるほど思ったりもしましたけれどもなぜか不安全感が払しょくできませんでした。3ページ下段の図で示すとおり格差の大小といった横軸だけの議論でした。しかし、縦軸の社会移動の固定化という考え方が欠落していたのです。一旦落ち込むところが固定化してしまうという（格差が大きくて固定的）のところ、ここに留まってしまうと「あきらめ社会」ということになってしまいます。若者が将来をなかなか展望できないという状況になるということでもあります。

4ページ上段の図は、閉塞感の漂う社会構造を背景として、そこからの変革のため、近年の政策動向として、矢継ぎ早に社会保障や労働政策をはじめとするさまざまな法律が成立してきております。

4ページ上段の図は、左側の貧困の連鎖のサイクル図です。これから今度は政策を打っていくことによって右側のU字型の貧困からの脱却図です。この連鎖を切って、連鎖を断つということが非常に大切であると考えます。

この連鎖を断つということなのなのですが、埼玉県は全国で初めて県単費の単独事業で学習支援を展開され、非常に立派な政策効果をあげられました。この成功事例をベースに厚労省は10分の10国庫を導入にする新たな自立支援政策を打っているのです。

先ほどのタイガーマスクの安藤氏に御質問をさせていただいた財務面での課題です。子どもの貧困という大きな視点から政策的に考えますと、自助、共助といったボランティアだけでは、荷が重すぎるのではないかと。子どもの貧困対策をどこまで担えるのかといった疑問が残ります。NPOさんの財務内容もそれぞれ異なります。そこだけに頼ると事業も限定的となります。学習支援以外にも生活支援でありますとか、そういったものがなかなか展開しにくいということがあります。

ここには新しい公共政策として、NPOや社会福祉法人といった事業体へ税を投入する必要があります。プロポーザルで委託をすとか、その事業をNPOさんがやるとか社協がやるとか、そういう形で財務の裏づけを安定させた上で、必要な事業展開を図っていくことが重要であると考えます。

そうすることで一定の専門性とかクオリティーが確保でき、全国的、継続的に展開することができるのではないかと考えています。今そうした介入政策の必要があるのではないかと考えています。

こういうところで、学生のピアな学習支援をお手伝いするということとか、部のほうにありますけれども、ヘルスプロモートの健康回復をやっていくとか、そういったさまざまな親へのアプローチ、そういったところに随所にくさびを打ち込むことによって、全体として貧困の連鎖を断つ、貧困の脱却を図るということです。なぜそういう学習支援が必要なのかということの世論醸成を図り、もう一度改めて認識する必要があるのではないかと考えます。

次は、先ほどからずっと切々とお話をされてきたプレゼンターの方々の御説明と重なり合うものです。要するに不利な環境に置かれている子どもをどう捉えるのか、どこまでを対象にするのかというお話もありました。5ページ上段の図の子どものたちは、政策からこぼれ落ちたとりわけ緊急度の高い、より優先度の高い子どもたちです。生活保護受給世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、あるいは社会福祉施設、母子自立支援施設の子ども、義務教育の網の目からこぼれ落ちた子どもたちがそうです。こういった子どもたちの状況はすさまじく半端ではない。非常に厳しい条件のもとに育っている。より緊急度、より優先度の高い対象であるということです。

その子どもたちは、より貧困リスクが高くなってきている。さまざまな要因がありますけれども、その要因というのは21ページに示す下段の図です。経路(Path)というところをごらんいただきたいと思います。経路の中のブラックボックスには主な項目に挙げているようにさまざまな要因が潜んでいます。同様に22ページ上段の図は、それらの要因が負の相乗作用としてアウトプットされていき連鎖となります。それは子ども自身の努力の及ばない諸要因によるものです。「子どもの貧困」が「大人の貧困」につながっていくという連鎖を抽象化したものです。

次は貧困の現状でございます。これも見ていただいたらと思います。

貧困の連鎖ということでは、限定的な2世代のデータのエビデンスしかありません。3世代とか確認するそういったパネル調査もありません。私の調査では25%が連鎖するという実態調査の結果があります。これは厚労省が2回目の検討会に資料提供をいただきました。資料では、中学で卒業すると、その1年目で離職する方々が43.0%で、大卒の3.3倍という形で、だから高校就学をより促進しなければならないということが言えると思います。なぜ高校就学が必要なんだということでも、こういう数字で物が言えるだろうと考えます。

6ページの下段の図は、コンピテンシーと計画性ということです。分かりづらいかもしれませんが、生活保護受給層の方々については1つのファイナンシャルな概念という形で計画性を見たものです。「遣う」、「貯める」、「殖やす」ということの3つの団子みたいな形になります。まず「遣う」ということは幼いころからでもみんな遣ってしまうのですが、保護費を費消するとあえて書きました。消費ではなくて費消は、保護費を遣い切るということです。そんな形で次はまた例えば6月1日から保護費が入るということで、ためるということをしなくても済むわけです。

しかし、一方では生活保護の運用で一定、保護費が貯まるほど保護費は渡しませんよという話になるかもしれませんが、観念としては遣う、貯める、殖やすという日々の生活スタイルのことなのです。経済的なやりくりというのは、生活の将来展望を抱いていくということの予測を立てることに繋がる。そういった意味でここに絶望感とかあきらめ感があると、ここの目標設定、希望あるいは将来展望を実現して自立といったところになかなか行けないということです。

なぜそんな根拠があるのかと言えば、例えば 12 ページの上段のデータのとおり調査の結果を見ていただければお分かりになりますが、結婚によらない出産という項目での数値が非常に高くでています。結婚によらない出産は 2008 年調査で 26%、2010 年調査で 31%となっております。母親は展望のない日々の生活を刹那刹那に生きているという姿をシンボライズしていると言えます。

それからずっと進みまして、7 ページでは、労働基準の劣化ということで、非常に厳しい労働市場を概念図で示したものです。

続けて、8 ページの上段の図はセーフティネットのほころびからこぼれ落ちている構造的な理解を示したものです。この図の中の中心にあるのが今回厚労省が生活困窮者支援法という形で、中間的セーフネットを構築したものです。このファイナルセーフティネットに落ちる手前で貧困を防止しようという新たな政策が、展開されています。8 ページの下段の図は、数字は見えにくいのですがこのカーブに着目してください。この Jカーブ曲線のように増え続けています。生活保護受給層、人員世帯ともこういう形で増加しています。

国民の多くの方々は、リーマンショックのこの時点から保護が増えたのではないかと思われていますが実は、そうではありません。すでに平成 6 年、7 年をボトムにここを離陸点に一気に右肩上がりが増加し、どこまでいくなだというぐらいに増え続けています。これは数字の曲線をそのまま見ていただいたらお分かりだと思います。

つまり、ここの中間的ネットがないから、最後に支えるファイナルセーフティネットの生活保護制度が機能しているわけです。しっかりと役割を果たしているということなのです。生活保護の受給者が増えることは悪いことではありません。この最後のファイナルセーフティネットが機能しているということなのです。ですからここの中間とか、もっと一次的なネットがしっかりすれば、ここに落ちてくる方々は減るという構図になるわけです。

9 ページの上段は受給人員の数です。29 人に 1 人というのが大阪府、大阪市であれば 17 人に 1 人の割合です。この数値は特別に生活保護を受けている人だということではありません。こんなにも多くの方々が生活保護の受給を余儀なくされているということで、なお、増え続けているという状況があるわけです。

私見ですが、子どもの貧困対策の推進に向けた教育の支援ということでは、将来的に 5 歳から義務教育とし、早期介入が必要ということです。また、高校は OECD 諸国並みに義務教育とする。当面は就学継続と高校中退防止策を徹底する必要があります。そして、先ほどお話しした新しい公共施策として公的資金による学習支援やさまざまな生活支援など、行

政とか企業が対応できないニーズへのビジネスモデルを提示する必要があります。ボランティアだけに依存するのではなく、ここに公共のサービスとして税投入をするべきです。子どもへの再配分としての公共財の投入は将来への投資であると考えべきです。ためらうことなくこうした政策を展開していくということです。例えばこの検討会ですでにどなたもその必要性を認めておられる、5点目の中等、高等教育への給付型奨学金の制度創設などです。

最後の6点目は貧困に関する調査、研究を継続的に行って、こうした研究蓄積による、エビデンスに基づく政策を行うという点であります。

2部でございます。これは先ほどの1部で全体像を鳥の目のように鳥瞰するという視点から、今度はもっとミクロな部分で木の葉っぱの裏側までループでフォーカスして実体の詳細を見てみようという視点でございます。

なかなか我が国ではそういったデータがありません。研究蓄積はありませんので、エビデンスに基づいて政策を打っていくことがなかなか難しいということです。貧困問題を研究する先行研究手法としては、変数移動というものやパネル調査とか、生活保護受給者を対象に限定した調査手法などがあります。虐待との関連でも負の連鎖ということが強調されます。

それから、私の調査では調査項目が20項目あります。特に重要な項目としては学歴があります。母親の学歴は中卒が66%、57%です。高校中退を含めて中卒であるということですが、そのため就労支援に関してはケースワーカーの皆さん方も大変御苦労されることとなります。次に、10代出産というものが26.4%、25.7%で突出しております。この10代出産の問題に関してはこれまであまり政策が講じられていないので、ここを焦点化する必要があると考えます。ましてやおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活されている世帯はほとんどなく、好きになったパートナーと分かれてしまうと、その10代の子どもが子どもを育てるという状況となり、非常にハイリスクな状況に追いやられているという実態があります。

それから、先ほどの結婚によらない非嫡出子の出産というのは、慢性的な長期間の貧困から、なかなか将来展望を見出せない母親の生き方、そういった絶望感みたいなものが、ここの数字に投影されています。

調査項目に世代間継承があります。ここが非常に高くなっています。

そして、着眼しなければならない項目として、12ページ上段の表及び15ページの上段の表のh精神疾患率ですが33.6%という数字が出ています。これは半端な数字ではないということです。就労支援もさることながら、母親にとっては、まずは病気、健康の回復が先だろうということです。12ページ下段の表は受給履歴、世代間継承率、10代出産を世帯類型別にしたものです。

以下は記述統計の解析の数字であります。ざくっとめくっていただいて学歴の分析です。続けて疾病構造の特徴ということで、就労の場合とのクロスです。先ほどの母親の疾病構

造の特徴という形で、これは返戻レセプトを1カ月以上受診しているという世帯をずっとめくってみた傷病名を全部掲載しています。それで項目の「神経系の疾患」も関連がありますが、これを除いた数字だけでも精神疾患罹患率が33.6%となっています。ひとり親の母の精神疾患は子どもへの影響を考えると半端な数字ではないということです。

それから、子どもの生育環境の影響と学歴との関係です。明らかに世代間の受給歴がありとするものが多いという解析結果です。

さらに、世代間受給歴と受給回数、さらには離死別回数に関係しています。こういった分析から、要するに33%が母子2代で被保護世帯になっている可能性があるという解析結果です。

17ページ上段の図は、10代出産の影響を他の項目とクロスしたものです。学歴との関係で非常に高い受給履歴ということが伺えます。10代での出産経験が、高校進学や卒業の阻害要因といった被保護リスクを引き上げているという結果です。これも世代間の受給履歴と10代出産経験が有意にプラスということが言えます。受給期間に与える影響ということではありますが、高卒以上の学歴が有意に期間を短くするという結果になっていますので、非常に高校進学は効果的だということが言えます。

世帯の抱える問題ということで、DV歴とか非嫡出子。非嫡出子の出現率が非常に高くなっているの、こういったことも配慮する必要があるわけです。19ページは関連図です。非嫡出子とDVとか、子ども虐待経験と非嫡出子との関連です。

19ページ下段は、母子の健康状態にも有意な相関があるということです。親の病気、子どもの関係では、非常に強い相関関係が出ている。この辺の学歴と就業の有意さ、精神疾患は有意にマイナスの影響を与えるということです。ここでも何らかの政策的アプローチが必要だということです。

母親の精神疾患数、健康と学歴という人的資本が決定的に重要であるということが確認されます。これはそういったそれぞれの関連です。多変量の解析結果から導かれたインプリケーションです。

それから、先ほどお話しした経路です。ここのブラックボックスがさまざまな形で複合的に影響し、生活上の困難さを極めている。それが子どもの貧困というところに社会的不利益として集約されるわけです。以上がデータ分析から確認できた事項です。

政策的インプリケーションとしては4点ほどあります。被母子世帯については世代間の貧困が連鎖している、非常に強い影響が出ているということです。これが緊急度が高く、優先しなければならないと冒頭に申し上げた事由です。

2つ目が、貧困の連鎖のブラックボックスには未解明の部分が多いということで、その克服のためには調査研究を継続して研究を蓄積する必要があるということです。

3点目は、教育の市場化あるいは学校選択制、多様な学校・学校制度の導入など、受給層にとってはその環境は非常に不利益な環境格差につながっているということです。そういう意味では5歳からの義務教育化というところも、何らかの方向性が出ればと考えます。

今回こういったことで、政策ビジョンが社会的に要請され、大綱として方向性が出されるということで、非常に期待されています。

支援のための政策課題を4点ほど掲げています。この2番目の10代出産ママについては21.2%ということで、非常にこの事項に焦点化した何らかの政策も必要ではないかということが考えられます。

もう一つ重要な視点は、ヘルスプロモート政策です。母親の病気と子どもの病気に強い相関が認められています。母親の精神疾患罹患率33.6%、これは突出しているということでもありますので、まずは母親の就労支援の前に病気、健康の回復が先です。ヘルスプロモート政策が喫緊の課題というふうに調査結果では結論づけております。

専門家によるチーム支援が必要で支援する側のマン・パワー、力量が問われています。支援を必要とする人たちは、強いスティグマ、社会的不利からの展望を見出せずに計画性のない生き方になってしまう。そういったところから福祉事務所、福祉関係機関、事業所などにはクオリティを担保された社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士といった専門職の配置が必要だ。福祉事務所には社会福祉士は4%ぐらいしかいない。社会福祉士制度ができてから26年が経っているが、ケースワーカーの方は社会福祉士の有資格者は4.3%、スーパーバイザーの方については3.6%で専門性が担保されていない。今後、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師、保育士といった専門職を配置した上で、チーム支援を行う必要があります。

終わりになりますが、子どもへの介入政策の動向として、海外の研究のエビデンスを含めたしっかりとした研究蓄積による実証データに基づいて、政策を打っていく必要があると考えます。

以上、簡単でございますが、駆け足で御説明をさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは、その次の新保座長代理の御発表も、今の道中構成員を受けて整理をしていただいていると思いますので、引き続いて新保座長代理からお願いいたします。

新保座長代理 資料8-1と資料8-2を用意しました。

資料8-1は成長段階、子どもの年齢に応じたイメージ、そして、資料8-2は大綱に掲げる事項との整理ということのイメージを、私なりに整理させていただきました。いずれも今までのこの検討会の中で、皆様方から提案されたものを私なりに整理したものでございます。

そして、整理する際には、約50年前の1965年にイギリスでCPAG(Child Poverty Action Group)という団体が生まれ、そして、その後の50年にわたる当該領域における政策の動きと実践という歴史から我々は学ぶことができます。その歴史を振り返りながら、私はこのイメージ図をつくらせていただきました。

もちろん50年前のCPAGが立ち上がってくる前の段階には、17世紀以降の貧困対策の歴

史があり、そして1942年のベヴァリッジ報告がありというような、貧困対策の歴史をイギリスは経験しています。その歴史の流れの中で50年前という段階で相対的貧困という概念に注目するという段階に到達したわけです。ちょうど我々が今いる時期、日本が相対的貧困という概念に注目し始めたこの時期というのは、イギリスの50年前のその時期に似ていて、その後のイギリスにおける子どもの貧困対策の50年ということ振り返ることによって、イギリスと日本との違いを意識しつつ振り返ることによって、私たちが、これから、どういう課題に直面し対応していくべきなのかということについて具体的に考えることができるのではないかと考えております。

検討会の中で、今まで提案されてきた考え方というのは、主として資料8-1にまとめてありますように、学校をプラットフォームとして、学校というとても大切に優れた社会資源を我々日本は持っているわけですから、それを生かしましょうということ。

2点目として、現金給付としての児童扶養手当と奨学金制度について。

3点目として、就労支援のあり方についてまとめさせていただきました。

特に示したこども園等ということで、就学前教育について、私は特に重視したいと考えております。これはイギリスのCPAG以降の50年の歴史の中で、イギリスという国が進まなかった、そして、いつでも念頭に置きつつもなかなか進まなかったのが、就学前教育ということです。就学前教育ができないがゆえに、ここを充実できないがゆえに、その後、義務教育に入る段階から貧困家庭は学びのスタートがおくれていた、つまりヘッドスタートができていなかったということが、その後の調査でわかってきています。ですから私は就学前の段階から学ぶという文化にふれる機会がとても大事だろうと考えております。しかも、我が国は幼稚園と保育所という、諸外国に比べて比較的低価格で質の高いサービスを受けることができるという社会資源を有しています。その社会資源を活用しない手はないだろうなと思います。

そして、その就学前、義務教育の期間、高校の期間も通じて、食べるというベースを確保することが、子どもの貧困対策の大切な課題として私たちは取り組む必要があるだろうと思います。

食べるということ、少なくとも1日1食の給食、できれば2食以上の食事を確保することによって、最低限の生活を確保しやすくなるし、その上で食べるということをもつて1つのきっかけとして、それ以外の支援につなげていく機会になるだろうと思います。この点については食育ということが今、文部科学省で進めていただいておりますので、食育としても進めていただけないかなと思います。

現金給付については、児童扶養手当と奨学金について今まで御報告があったので、それらの提案を私は支持したいと思います。特に児童扶養手当について私が大切にしたいと思うのは、子育て期にトリプルワークス、朝働いて、昼働いて、夜働いてという状況がありますが、その状況をなくしたいと思います。このトリプルワークスをせめて2つの仕事もしくは1つの仕事に変えていくことができる水準の何らかの現金給付を追加することを、

私どもは積極的に推進する必要があるかと思えます。

奨学金については高橋構成員から何度か提案されています。給付型、そして無利子型というものをできるだけ用意するというものが、私どもに求められていることであろうと思えます。

就労支援について申し上げるならば、親の就労の機会を確保するという点に我々はまず注目する必要があるだろうと思えます。というのは親が働いている様子を、そして親がある程度気持ちよく働いているという様子を子に感じてもらうということが、貧困の連鎖を防ぐという点においてとても重要だと思えます。それを推進する上で現在は生活困窮者自立支援制度、社会福祉法人による社会貢献活動、特定求職者雇用開発助成金などの制度が整いつつありますので、それらを十分に活用するという事。それに基づいて社会福祉法人、NPO、企業などと連携をしていくことが特に重要だろうと思えます。

これらを通じて子どもの貧困の連鎖を防ぐとともに、貧困ということだけではなくて、将来、少子社会において活躍し得る大切な人材として育てるという目的を、私たちは掲げることが有効ではないかと思えます。

資料8-2は、左の欄に法が定めている大綱事項を7つ、法にのっとる形で用意させていただきました。それぞれ今のところ私が考えているもの、もしくは今まで御議論の中で出てきているものを整理させていただきました。

まず基本的な方針とするならば、先ほど申し上げましたように、子どもの貧困の連鎖を防ぐとともに、少子社会において活躍し得る大切な人材として育てる。人材として育てるという、積極的な意味を付加したいなと思えます。

指標とすれば、当然、子どもの貧困率、それから、高等学校、大学等への進学率などを調べる必要があるでしょうし、先ほど福祉と教育、学校をプラットフォームにして、そこで明らかになってくるニーズというものを福祉行政につなげていくためには、学校というプラットフォームの場に福祉の窓口を置いておく必要があるだろう。そのために小学校、中学校、そしてこども園などを含めて、社会福祉士を配置している学校の割合というものを1つの指標として設けられないか。完全給食を実施している学校等の割合。それから、就学前教育が大切だということはイギリスの歴史が物語っていますので、就学前教育を受けた人数や年数について、指標として設けられないかと思えます。

教育の支援については就学援助制度、奨学金、給食等について、今まで出てきた案それぞれを推進することが必要だろうと思えます。

生活支援については社会福祉士の配置、そして、これはNPO法人山科醍醐こどものひろばの実践についての御報告などにもありましたが、食べるということと、居場所と相談と学習支援を組み合わせる必要があるだろうと思えます。

就労支援については生活困窮者自立支援制度。これはとても大切な制度にこれからなっていくと思えます。これを生活困窮者というくくりで行うと同時に、子育て支援という側面、そして子どもの貧困という側面からも、かかわることができるような制度として運用

していくことが有効であると思います。

就労するためには、一時期、技術などを学ぶという時期が必要になりますが、その時期の経済的な支援を行うための給付金の仕組み、高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練費などが用意されておりますが、このあたりの充実をより望みたいと思います。

経済的支援については児童扶養手当、貸付金などについて利用しやすいような制度ということで、先ほど鉄崎構成員からもお話があったかなと思います。

調査研究については貧困の影響、子どもの心身との関係、連鎖との関係について基本的に行うことが必要であると思いますし、児童虐待の死亡事例との検証を行うことが義務づけられていますが、なかなかプライバシーの関係で個別具体的な中身に入っていくという状況が報告されています。この検証方法のあり方について考え、そして検証しやすい状況をつくることで、子どもの貧困対策への影響なども考え得るだろうと思います。

最後は、児童自立支援施設。あまりお聞きにならない方も多いかもしれませんが、非行をきっかけに施設に入所してくる子どもたちです。この子どもたちの施設には学校教育法に基づく学校が用意されています。この学校に児童自立支援施設から通ってきている子どもたちに対する教育の内容を詳しく検討することによって、低学力の子どもたちに対する教育や学習支援のあり方について、より深く考えられるのではないかと思います。

以上、貧困対策のイメージ、そして大綱案について、現段階で今までの議論などをもとに、私などの案をつけ加えて整理させていただきました。

以上でございます。

宮本座長 どうもありがとうございました。

それぞれの構成員、ゲストのお二人から提言を含む形で今、プレゼンが行われましたので、それを踏まえて後半で意見交換をしたいと思いますが、時間が押しておりますけれども、ここで一応、休憩とさせていただきたいと思います。

(休 憩)

宮本座長 それでは、後半に移りたいと思います。自由討論となりますけれども、第4回に関しましては、今まで1、2、3回の議論を踏まえまして、内閣府からまとめの文案を出していただき、そのたたき台をもとにして議論することになりますので、その文案をつくるに先立って、これから今日は予定の時刻までの間に、これまでのプレゼンテーションの内容を踏まえて強調すべき点、ここは絶対に必要であるとか、ここがまだ足りないというようなことをそれぞれいろいろなお考え、思いがとおりだと思いますので、それを出していただき、それをもとにして内閣府のほうでまとめていただくというようなことで位置づけたいと思います。

今日、内閣府からは第2回の指摘事項を1枚、表裏で整理をしていただいておりますので、これも見ていただいて、御意見をいただけるとと思いますし、それから、先ほど新保座長代

理からちょうど1枚で非常に分かりやすい形で図解したものをいただいておりますので、これもたたき台として、これをもとに御意見をいただくというのもよろしいかと思えますし、今日はいろいろな方からかなり提案に近いものをいただいておりますけれども、小河構成員からは先ほどの5ページ、6ページ、この表裏で大綱に盛り込むべき案ということが出されております。その他、道中構成員からも25、26のスライドあたりですとか、このあたりに入れてありますし、湯澤先生からも出されております。皆様それぞれプレゼンの中では、何を盛り込むかということをご自身の立場で出させていただきます。それをもとにして御意見をいただきたいと思えます。

今日用意してある時間は4時半までですけれども、4時25分くらいまでということですので、できるだけ簡潔明瞭にたくさんの皆様に御発言をいただきたいということで、短く御発言できると大変ありがたいです。ということでどうぞ、どなた様からでもよろしくお願いいたします。

山野構成員 新保先生が出してくださったペーパーは、非常に分かりやすくまとめていただいております。これにベースに考えて、湯澤先生からも出ていて、いろいろな先生からも出ていたと思うのですが、例えば大綱に掲げる事項等の整理というところで挙げてくださっているのですが、横断的に切れ目がないようにつながっていくような仕組みというものは、どんなふうにごに入れ込んで入るのでしょうか。新保先生のイメージだったらどこに入っているのかということの質問と、その辺の議論が要るのかなと思ったのと、保健部分がここにはなかったのと、その辺の御意見をいただけたらなと思えました。

以上です。

新保座長代理 発言の機会をいただきありがとうございます。ただ、私自身のイメージ図というのは本当にいくつかポイントになるものを書いただけですので、たくさん抜けているものがあると思うのです。それを埋めていかなければいけないなとまず思います。特に保健のことは先ほど湯澤先生から御報告がありましたように、ゼロ歳の前のところもそうですし、健やか親子21で出ているようなデータを活用することは、とても必要なことだと思います。

連鎖というテーマについて言うならば、私自身は就学前教育のところ、貧困家庭の子どもが参加することができるということがとても大事なテーマであるし、生活困窮者自立支援制度に基づいて親が働くという機会を子が感じるということがとても大事だと思います。就労支援と言うと、今のところ、働きなさいとついつい後ろからあおられるという側面があると思うのですが、それよりも仕事を見つけて提供することにもう少しシフトしてもいいのではないかと感じています。「働く喜びを感じる」というところからスタートすることが有効であると思えます。

この就労支援ということについては、子ども自身に対しても必要だろうと思えます。これは宮本座長からお話いただければありがたいなと思えますが、就労支援ということにつ

いて大学、専門学校等、もしくは高校を卒業した後の就労支援ということも考えていく必要があるのではないかと思います。

多分、山野構成員はたくさんの御意見がおありだと思いますので、私よりも御本人が発言していただいたほうがよりいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

宮本座長 では山野構成員、何か足りないものがあつたらつけ足していただくといいかと思います。

山野構成員 ありがとうございます。

現物給付であるというハード面のサービスとは別に、例えば先ほど湯澤先生からも御発言がありましたけれども、市町村要保護児童対策地域協議会のように、各市で横断的に話し合っていくような場が法定化されています。保健分野からずっとつながっていくものです。かなりの自治体において協議会が立ち上がり議論されているのです。貧困課題においても、見えない貧困が発見され支援が機能していくように各自治体にとって例になるようなものを提示していく必要があるのではないかと。つまり、相談体制が切れ目がなくうまくつながって流れていくようなものを体制として各自治体に落とし込んでいけるよう、縦断的にもつながる場を作る必要があるのではないかという意見です。ありがとうございます。

宮本座長 湯澤さん、どうぞ。

湯澤教授 同じく新保座長代理に、続けてですみません。

先生が図式化いただいた提出資料の2枚目の表のほうですけれども、「経済的な支援」の項目も一例として入れていただいているのですが、子ども期に貧困状況にさらされて困難が集中しているところとして見逃せないのが生活保護の漏給問題なのだと思います。本当に困窮していて、生活保護が必要であるのにそこにつながらないがゆえに、生活困難が増している子どもたち。そして、極端な例で言えば親子でひきこもってしまっておられるような方々もおられるわけですが、そこを子どもの貧困対策法の中でどう考えていくかという議論がないと、対症療法で終わってしまう危険性があるのではないかと考えています。

生活保護が届かない方々の生活困窮というものが、それは生活困窮者自立支援制度はもちろんできましたけれども、そもそも必要なレベルにあるのに、届かない子ども、子育て家庭にどうアプローチするか。現に生活保護世帯の中の人で数えれば6~7人に1人は子どもです。そして、その中の20%は幼児です。それほどいますけれども、しかし、もっと子どものニーズというものはあるのではないかというふうに思ったときに、漏給問題をどう位置づけられるかということをお聞きしたいところなのです。

また、「食」の必要性を前回の検討会でもおっしゃっていて、私もすごくそう思うのですが、「現物」のイメージというものをお聞きしたいと思っているのです。完全給食をいろんな学校で実施していただくということが必要だと前提としては思うのですけれども、今、現に起こってきている問題として、給食費のクーポン制をとる学校というのも出てきています。ある自治体の例で聞いたところ、クーポンは年間4~5万円はするのですけれど

ども、クーポンを買える子ども、それは利用しないけれどもお弁当を持ってくる子ども、お弁当もクーポンもない子ども、そういう3層の子どもが現に学校の中で生じているのだというお話も聞きます。

そういうことを伺うと、食育は大事だし、給食なしには学校教育は成立しないのだから、給食費無償化ということを大きく打ち出すということも必要だと思ったりもします。そのあたりをどうお考えかということも伺いたいということです。2点です。

新保座長代理 まず第1点、生活保護に関すること。本来受けられるのに受けていないのではないかという子がいるだろうと。これはとても大事な問題だと思えます。そのことについては、今まで山野構成員がお話になられていたスクールソーシャルワーカーの役割というのはとても大きいと思えます。ですから、先ほどのイメージ図の中でも、真ん中に福祉との連携ということで早期の段階で、つまり、生活保護の基準よりも下で暮らしている子どもたちについて早く発見して、早く福祉制度につなげていくという役割を果たすために、これは福祉の学びをしっかりとやってきた社会福祉士を学校や保育所に配置することがとても大事だろうと思えます。これによって、学校という場と福祉というものがつながる、その機会としてとても大事であるし、それができることによって、生活保護を受けていないという状態。これはもしかしたら他の制度もそうだと思いますが、他の制度を受けることができる状況にあるにもかかわらず受けることができていないという子についても発見するという機能を発揮し得るだろうと思えます。これが1点目です。

2点目のこと、もし無償化できるのであれば、私はそれに賛成します。そうすべきだろうと思えます。しかしながら、それをどこまで、どういう優先順位でやるのかということ、それから、生活保護費の中に入っているのではないかという議論、他の経費との関係についてどう整理するのかということも考慮する必要があると思えます。

私自身は、資料8-1で、学校教育で食育を推進する際の教材として給食を位置づけられないだろうかという書き方をしてあります。教材とすることによって、大切な学びの材料ですので、無償化の方向へ向かっていただければありがたいなと思っています。

そして、お弁当がいいという、これは幼稚園教育の中ではそういうことが出てきたりします。大切な指摘かと思えます。ですけれども、栄養を確保するという点において、給食が食べられるという状況をまず用意して、そして、湯澤先生がおっしゃるとおり無償化できれば望ましいだろうと私も思います。

以上です。

宮本座長 では、鉄崎構成員、どうぞ。

鉄崎構成員 今のことなのですけども、まず最初に、いろんな制度があって相談の窓口、いろんな新しくつくっていただいても、それを本当にどこまでPRしてみんな底辺までそれを知らされるかということがすごく問題になると思うのです。我々、そういう母子家庭の団体をやっておりますけれども、任意な団体であるため、だから、どこにどれだけ困っている人がいるかということをごちからわざわざ探しに行くということもできませんし、

だから、そういう人たちが何とかそういうものを目にして出てきてくれるという手段がもう少し積極的に何かできないかなと思うのです。

でないと、本当に何も知らずに、どんないい制度をつかって、どんないい相談窓口をつかって、それを利用することすらできずにそのまま死んでしまったりか、それこそ子どもを放り出すとかそういう結果が生まれてきているので、このPRというものを誰もがそれを知って、誰もがずっと利用できるような形にしてほしいと思います。それは難しいかもしれませんが、本当に実際実効性のあるものにするには、それをもう少し考えてもらわないと。私たちの会員の悩みでもあるのですけれど、個人情報もありますし、なかなかこちらから入っていくわけにいかない。そういうことを目も耳もふたをしている人は本当に隠れてしまうわけなのです。探し出せないのです。

宮本座長 その議論について、新保座長代理だけではなくかなり重要な問題で、あらゆる分野でこの問題は出てくるのですが、届きにくい人にどうやって届けるか、何か御意見等がおありになったら出していただければと思います。

鉄崎構成員 本当に教えていただきたいと思います。

宮本座長 山野構成員、どうぞ。

山野構成員 スクールソーシャルワークを提案させていただいたのはそれでということが1つにはあります。前回、幸重さんに御発表いただいたのですけれども、相談したいと思っている人がつながっているのではほとんどなく、例えば大阪の例でいえば、7割ほどはモチベーションのない事例で、こちらからアウトリーチで動いています。学校は、ほぼ全員が通うところなので、先生方と協働しながらこちらから出向く、アウトリーチで入っていきやすいというのが1つあります。

それが就学後で、就学前については、保健所を中心にしながら、先ほどの要保護児童対策地域協議会とかで、虐待に関連すれば、ですけれども、実は要保護児童対策地域協議会は、特定妊婦さんも入っています。今日話題に入った10代の出産を予定されている妊婦さん、多子で子どもを出産がわかっている妊婦さんなども対象になっています。なので、そういう人たちが上がってきて、どういうようにアウトリーチして支援を届けていきましょうか、ということが各市町村の児童相談部門を中心にして、保健とか福祉とか教育とか、ネットワークを組んで議論をする。それが体制的に法定化されて、要保護児童対策地域協議会で実施されているということです。十分かどうかは市町村の差はありますけれども、法律の意図と動きはそういうことです。

宮本座長 あとは、今の山野構成員のお話にもう一つつけ加えられるのだったら、幼少のころはもちろんそれで、学校に籍のある場合はよくて、今度、籍がなくなった、退学とかした場合にこの人を把握するというのが一番困難なのです。その点ではコミュニティソーシャルワークのような機能ですね。それがスクールソーシャルワーク、ワーカーなどと連携をしながらということが必要だと思います。

湯澤教授 今のことに関連してですけれども、やはり地域をベースとしてどういうよう

に発見していけるのかというところで、全国の中には優れた先進モデル地域になるようなところがあると思いますので、ぜひそういうところの実態を共有するような場というものも設けていただければと思っております。大阪の西成区の取り組みなどでは、先ほどの要対協といったものも中学校区に1カ所ずつ拠点を設けて実務的な事例検討もしながら解決していこうというような地盤ができてきています。その中心的なメンバーの「こどもの里」の荘保さんの御提案では、高齢者地域包括支援センターがあるように子どもの領域でも「子ども地域包括支援センター」みたいな発想はとれないのかというような御提案が出ています。児童家庭支援センターや子ども家庭支援センターというものもあるかもしれませんが、ただ、それもニーズが届きやすい中学校区に1カ所あるのかということとそうではありません。今ある一時預かりとかショートステイ、トワイライトステイ、放課後児童健全育成事業など、さまざまなものが中学校区の見える場所で提供されていけばつながる子どもも多くなっていくと思います。

もう一つは、例えば学童保育というものも重要な子どもの貧困対策として位置づくと思うのですが、やはり費用負担ができないで親御さんが契約できない場合はそこにつながらないわけです。「こどもの里」の場合は、そういう場所を有していながら、もう子どもが必要であれば費用部負担ができなくても、契約ができなくても受け入れるという体制をとっているのです。困難状況にある子どもさんが発見できます。ですので、運営の工夫といったものもあわせて必要になってくると思っております。ありがとうございました。

安藤代表理事 ありがとうございます。

この大綱に掲げる事項の中身なのですけれども、見るとインクルージョンな政策というか、起きてしまったことに対する支援ということがメインになっていると思って、もちろん、これはすごく重要なのですが、私も先ほどのプレゼンテーションで児童養護施設は川下の問題である。川上で起きていることを予防することも一緒に大綱の中に入れるかどうかは別なのですけれども、要するに両面あるのだということをしっかり掲げない限り、児童養護施設に入ってくる子どもたちの数は減らないと思いますし、先ほど母子生活支援施設の新規入所世帯の入所理由の中でも、夫の暴力が増えているというものがはっきり出ているわけです。

要するに、私がもう一つ主宰しているファザーリングジャパンでやっているような男性の育児参画や家庭参画、こういったことを推進していかないと、何も知らない中で、子育ては大変な中で、男性たちもいろいろなことがあって暴力をふるったりとか、育児放棄というか。女性が育児しないとネグレクトと言われますけれども、男性が仕事をしていて育児しなくてもネグレクトと言われません。つまり、やはり相変わらず伝統的な家族観に基づいた、育児は母親がするものだという日本独特の男女の役割分担が相変わらずはびこっているということが、このDVを増加させ、母子たちを苦しめているということになると思います。

ですから、ここの分析をしっかりした上で、予防的政策として男性の育児参画、我々は

同じ厚労省の児童家庭局さんとはイクメンプロジェクトとかもやっています。我々は独自のNPOでも父親学級というものを今全国56の自治体とタイアップしてやっています。出産前の女性だけではなく、男性に向けた育児の喜びや不安、こういったものを早くに、産まれる前から、もっといえば10代の教育からしっかり教えないと、10代による妊娠中絶あるいはさまざまな問題というのが起きているわけですから、こうした予防政策もぜひ入れていただきたい。

でも、我々は男性たちを責めるつもりもなく、この男性たちが育児のできない環境として、働き方の改革や長時間労働の是正であるとか、過労による鬱病対策も含めて、やはりワーク・ライフ・バランスをしっかりとやっていかないと、結果的にそこで困難な状況に陥ってしまう。つまり、人間らしい働き方、ディーセント・ワークが推進できるような政策というのもぜひあわせて。子どもの貧困問題なのですけれども、そのバックグラウンドとしてある男性の問題、働き方の問題というところにもフォーカスしていただきたいなと思います。

宮本座長 大塩構成員、どうぞ。

大塩構成員 道中先生にお尋ねしたいのですけれども、4月の経済再生諮問会議の中で、生活保護世帯について、子どもを育てている世帯についての教育扶助費ですとか、ひとり親世帯に対する母子加算などについて、生活保護を受給していない低所得の子どもを育てている世帯と差があり過ぎるので、そこを再検討するというような資料を拝見したのですけれども、道中先生のプレゼンの中で生活保護世帯に対していろいろ教えていただきましたので、道中先生がどのようにお考えかということをお尋ねします。そして、今まさに子どもの貧困防止のためにこうやっている方々のプレゼンやらいろいろな大綱案を検討しているときに、ほかのところで子どもを育てている。生活保護を受けなければならない世帯の子どもたちの加算部分について検討されているということにとっても危惧を覚えます。本当に子どもの貧困を防止するためには、子どもにかかわる全ての分野、全ての省庁の方々に協働していただいて、国を挙げて貧困防止をしていただきたいというものが願いです。

宮本座長 道中構成員、どうぞ。

道中構成員 今、御指摘の点なのですけれども、これは違う社会保障審議会という場で生活保護基準部会のメンバーの一人ですけれども、そこで、この1月18日に大臣に諮問を出したという経過があるのです。可否を合理的な基準で設定をするという形で提言をさせていただいたのですけれども、実は物価動向とかさまざまな内容のエレメントによりまして、結果としては複数世帯、多人数世帯の子どもがいる御家庭も同じようにカットされたということで、我々の委員会、部会では、やはり子どもさんのいる世帯については特別な教育的配慮をお願いするという一言をその提言の中に入れていただいているわけなのですけれども、結果としては、そういう全体の中での物価という動向を捉まえて、例えば高齢者とかそういった方々も本来は少しプラスに出ているのですけれども、結果としては単身あるいは高齢の夫婦も少し削減になったということもあります。

引き続いて、現在は住宅とか、あるいはその他の基準、冬期加算とか、そういうもろもろの中で議論をさせていただいておりますけれども、財務のほうから財務ベクトル主導で出されている資料なども我々も見て内容を吟味させていただいておりますけれども、それはそれでまた立場が違いますので、その数値についてきちっと条件統制された数字であるかどうか、ほかの委員のほうもいろいろ議論になっているということがございますので、そこらも含めて、より妥当性のある合理的な根拠でもってそういった基準を定めていくということになるかと思えます。

先ほど湯澤先生のほうからありましたように、正規分布曲線が2ページぐらいの湯澤レポートの中にあっただと思いますけれども、こういった正規の分布の曲線の中の真ん中のメディアン値がありまして、そのメディアン値から需給層の方々の正規分布曲線は、メディアン値が大きく左側にずれているということですね。それは全体像の平均値から大きく逸脱するところのメディアン値のM1、M2の段階で、M2が需給層のところですけども、さらにそこから傾斜するところの統計上の異常域に大きく逸脱するところの部分、そのところがつまり需給層でより険しい生活実態にあるのだというようなことを私は読ませていただいたということです。

それが私の5ページのところでは、そういうような特に子どもを取り巻く不利な環境というのは、半端ではないのだと。ですので、そこはより緊急度の高い、優先度の高い取り組みをまずはやって、それから順次いろいろ生活保護の児童扶養手当需給層とか、そういった阿部彩先生の出していただいたトライアングル層に進めていくべきだろう。とりあえず、こういうようなところにはなぜなのだ、なぜ生活保護需給層をというところは、まず一番効果が期待される層だということで、そこがターゲットにまずすべきだろうと。順次下のほうに裾野を広げていく方法でやれば、やらなければどうなるのだという話ですね。なぜしなければならないのか。やらなければ一体どうなるのだ、やればどうなるのだということですね。

そうすると、やれば必ず効果が財務のベクトルとは違った、効率ではない部分ですね。効率ではなくて、効果が十分期待できるというのがヨーロッパのほうでのしっかりとした研究蓄積によりまして、エビデンスがはっきり出ているわけですから、我が国はそういうものがないわけですから、そういうものをしっかりと参考にして、そういったエビデンスを基づく政策を早期に打っていくという意味では、この需給層の子どもたちをとりあえず早くやれば、それがタックスユーザーからタックスペイヤーのほうにかかわってくるのだということですね。だから、長い目で見たときには非常に有効なかかわり方だと。特に教育支援というようなところは、そして、子ども全体のそういった貧困というところにターゲットを絞り込むという意味では、引き続いてほかの審議会でもあろうかと思えますけれども、そういったところではとりわけ子どもの貧困対策ということでは非常に重要な位置づけを占めると考えます。

宮本座長 それはどうやって納得させるかというのは非常に重要で、私も無業の若者に

なぜ税金をかけるかというのはあちこちで散々聞かれたことで、これに対する説得は、きちんとエビデンスのある数字を示さない限りは、常に要らないという攻撃を受けるということはこの間よく感じてきたことですので、イギリス並みのエビデンスベースのデータを示せるようになるということは非常に重要だという感じがいたします。

ついでに、私から話させていただいてよろしいですか。

新保座長代理のこの図で、私が見て1つ感じたことが、子どもの貧困対策法の対象年齢をどこまでにするかという問題でして、この右端のところは大学、専門学校等となって矢印がこうなっているのですけれども、私のこの間のやってきたことからすると、今、子ども・若者の貧困で1つの重要な柱というのが学校から仕事への移行なのです。この学校から仕事への移行というのがスムーズにできない背景の中で家庭の貧困、その他いろいろな典型的なファクターがあって、仕事に移行できないわけなのです。そういう点でいうと、例えば18歳くらいまでに限定した議論になると、学校教育でうまく乗せられるかどうかという議論になってしまいますが、今、御存じのとおり、学校教育に乗ってもその後自立できないという現状がある中で、学校から仕事へ一番難しいのは、親の支援がなく、社会的支援のない人たち、これが一番無業者になり、非正規雇用になっているという実態がありまして、この人たちの最終的な自立まで見届けない限りは、どんなに人生の初期段階に税金を投下しても成果は上がっていない、元に戻ってしまうということなので、この図はもう少し伸ばしていただき、自立支援、それから就労支援、ここまでターゲットにする必要があるのではないかと思います。

場合によっては高校改革も必要ですし、大学進学という路線だけではなくて、もっと多様な路線をつくりながら、どのような線に行ったとしても教育及び職業訓練、これがきちんと担保されている仕組みをどうやってつくれるのかということになると思いますけれども、これは場の保障と経済保障と、それから情報保障、そういうようなものがセットにならないとこれは機能しないということでありまして、例えば生活困窮者自立支援制度は新保先生の図ですと、初期の親の問題になっていて、これはまさに正しいのですけれども、もう一つは学校を出るあたりから、つまり、学校から仕事への移行のところ、もう一度、生活困窮者自立支援制度をどうやって若者版に機能させるかということ。これは今議論しているところでもありますけれども、それが必要だろうと思います。

もう一つは、子ども・若者育成支援推進法があって、今、この検討会とは別に同時並行でこの内閣府において会議をやっているわけですがけれども、子ども・若者育成支援推進法も生まれてから大人になるまでの終始一貫した包括的な支援体制をとということでつくられた法律なのですけれども、あれもかなり短い期間の中でやりましたので、結局思春期から大人になるまでのところが重点になってしまっていて、5年目の見直し作業というのを今年、来年やるとすると、もう一度、幼少期から自立するまでをきちんと法律の中に位置づける必要があるということなので、子どもの貧困対策法と子若法ときちんと整合性のあるものにして、きちんと機能させるということが重要ではないかと。ですから、これも18歳

でぶつと切れてはだめだし、子若法も15歳からではだめだというようなことも念頭においてやる必要があるのではないかと思います。

では、未富構成員。

未富構成員 先ほど宮本座長が投げかけられた、どうやって支援が必要な人を発見するかというときに、学校現場であるとか、あるいは児童福祉の現場から言われるのが、長期休業の期間が非常に危険だと。例えばなのですけれども、実際の発見事例でいうと、ある先進自治体では夏休み中に子ども110番という窓口を設けて、それは学校でピラを配って、何か困ったことがあったら何でも電話していいよというときに、家で食事を食べていないという子どもから電話がかかってきて児童虐待を発見したというようなことがあるのですが、これは先進自治体だけでは非常にまずい問題でして、子ども110番的な番号も必要なのではないでしょうか。私も今子育て中なのですけれども、例えば救急者を呼ぶかどうかを迷ったときに 7119という番号が今全国的に普及していますね。何でも病気のことを相談できるというような代表的な窓口というものを電話番号で具体的に設定しておくということも、全国のサービスの標準化という点では大事な点かなと。それがひいては山野先生や湯澤先生がおっしゃるような分野横断的なのとか、教育と福祉とのつなぎになるような問題発見ということにつながりやすいのではないかと思います。

それから、新保先生の提言と、あと私、前回限られたプレゼンの中で言い忘れていたのですけれども、やはり学校現場が困っていることとして、朝ごはんを学校で食べさせている実態が公的には位置づけられていない。現状のところ、先生方のポケットマネーと、このような場で申し上げるのは恐縮ですが、給食の前日の残りのパンや御飯を冷蔵や冷凍をしておりまして翌朝にレンジであたためて食べているというような非公式なのですけれども、深刻な実態がある。給食はお昼御飯だけではなく、朝御飯ですとか、あるいは前回の会議のときに出た夜の居場所の中での夕食という3食が保障される体制というものもまた大事であろうということで、食の概念というものをもう少し豊かなものに広げるのもまた大事かなと思います。

もう一点ですけれども、指標の問題として、私自身はお金の問題をやっていますけれども、教育学者なので自分で進学率を捕捉しろとか、就園率を捕捉と言っておいてこういうことを言うのもあれなのですが、実は子どもを中心としたソフトな指標の整備というのも大事だと思っています。子どものニーズだとかあるいはニーズにまで至らない、何か満たされていないようなものについての指標ですね。例えばハードな指標で言えば、学校に行っているかとか、学習支援にアクセスしているのかもそうなのですが、信頼できる大人とかかわっているかどうか、あるいは親の就労と関連するのですけれども、子どもが1人ぼっちでさみしくないかなど感情面の問題も非常に大事だと思っています。先ほど大塩先生が進路指導をしているけれども、そこに至らない重い問題がいくつもあるという話はされたのですが、実は一言でまとめるとケアの問題だと思っていて、単純に大学へ行け、高校へ行けでは済む問題ではなく、イギリスの事例で統計的にも証明されて

いると思うのですけれども、親の高い期待と、それとともに、子どもがそうした親の高い期待プラス自分の努力を支えるだけの周囲からのケアがないと最終的な教育体制につながらないというデータはたしかあったと記憶しております。そういった重層的支援にアクセスできているかどうかというときに、ハードな指標で捕捉するのはもちろんなのですが、子ども自身が信頼できる大人あるいは仲間、あるいは自分が不安なときに家庭でなくていられる場所につながっていかれるかどうかといった、実は子ども中心の捉え方をしていくということも、少しこういった場で問題提起をしておくことも大事なかなと思ひまして、あえて提言をさせていただこうかなと思ひました。

以上です。

宮本座長 では、大山構成員、どうぞ。

大山構成員 私のほうから3点、意見を申し上げます。

まず1点目です。今回でいうと給付奨学金に関してはかなり議論がされておりますが、類似事業へのきめ細やかな配慮をお願いしたい。

例えば給付奨学金であれば、母子家庭向けの貸付制度としての母子寡婦福祉資金や、生活困窮者向けの生活福祉資金といった貸付制度がございます。こちらも就学資金の貸付がございまして、奨学金と同様に課題を抱えております。こうした課題はほかの制度に関しても言えることだと思ひますので、ここで議論された制度だけではなく、隣近所にある類似の制度に関しましても、あわせて検討していただきたい。これが1点目です。

2点目です。今回、構成員のほうからさまざまな提言が出たと思うのですが、その多くには財源が必要となってまいります。この財源の問題は避けて通れないと考えておりますが、この際のポイントいたしましては、子どもの貧困対策推進法とあわせて、先ほどから議論が出ております生活困窮者自立支援法、あるいは生活保護法の改正等をあわせて、貧困対策三法として一体的に考えていただきたい。

先ほど経済財政諮問会議の資料の議論が出ましたが、財務省からは、生活困窮者自立支援法と生活保護の見直しは一体として進めて、生活困窮者支援に関しては生活保護費の引き下げによってできた財源を当てるべきとの提案が出ております。これは私も一定、理があると考えております。

生活保護基準に関しては、既に10%の引き下げが方向性として示されており、財源としては国の負担分だけで670億円、地方負担分の4分の1を合わせれば約1,000億円が削減によって生み出される見通しとなっております。この1,000億円に関しましては、当然、生活保護を利用されている方や現に生活に困窮されている方々、あるいは貧困に苦しむ子どもたちのために使われるべき財源であると考えられます。仮に1,000億円を各都道府県に配分するとすれば、単純計算で各都道府県は20億円を配分できることとなります。これだけの財源があれば、相当力強い施策を打ち出すことができるかと思ひますので、生活保護基準の引き下げによって生まれた財源を原資として、子どもの貧困対策を打ち出していくことを大綱に盛り込んでいただきたい。これが2点目です。

3点目です。これも生活困窮者自立支援制度に関連するのですが、第1回で発表させていただいたとおり、国庫補助が2分の1に下がることによって、各都道府県では生活保護世帯への学習支援の継続が非常に厳しい状況になっております。子どもの貧困対策推進法が施行されて、生活保護世帯の子どもたちへの高校進学率の向上が目標数値として定められて、でも実際にふたを開けてみたら、補助率が下げられたことによって事業の推進にストップがかかり、生活保護世帯の高校進学率が下がってしまったということでは本末転倒であろうと考えます。新しい施策も当然大切だとは思いますが、既に現在動いていて、成果が出ている施策がブレーキのかからないよう、歯どめをかけていくことも必要です。この点に関してもぜひ大綱の中に盛り込んでいただきたい。

以上3点、私からの意見でございます。

宮本座長 では、新保座長代理。

新保座長代理 関連して、私も財源論の話なのです。私のペーパーの中でも日本学生支援機構の奨学金を無利子にすべきではないかという議論をさせていただきましたし、今までの議論の中で児童扶養手当を18歳から20歳まで上げるべきだという議論が出てきていて、これはいずれも有効なことなのだろうと私はまず思うのです。その上で、例えば奨学金を無利子にした場合にどのぐらいの財源がかかるのだろうか。そして、どこにどのような内容で重点を置くべきなのかということを考えてするならば、例えばですが、日本学生支援機構の奨学金を無利子にした場合、どのぐらいの財源を用意する必要があるのかということについて、もし文部科学省の方でお分かりになれば教えていただければと思います。

続けて、同じように児童扶養手当、これを二十歳まで引き上げた場合にどのぐらいの財源というものを用意する必要があるのかということについて、これは厚生労働省から教えていただければありがたいなと思います。

宮本座長 どうぞ。

大谷参事官 文部科学省でございます。

学生支援機構の奨学金を全て無利子にした場合、大体どのぐらい必要になるのかということですが、まず、現在の事業規模を維持した上で、有利子の奨学金の事業を無利子奨学金事業に移行させるとした場合を前提とした場合、初年度におきましては、現在の有利子の奨学金事業と同規模である約9,000億円の政府貸付金が追加で必要になるという、あくまで概算です。ただ、事業が年々進展していきますので、返還金の回収が当然見込まれるわけになりますので、そうした場合には、事業の原資として必要な政府の貸付金は減額していくという形になります。初年度必要になるものは約9,000億円ということでございます。

新保座長代理 ありがとうございます。

宮本座長 どうぞ。

小野課長 厚生労働省でございます。児童扶養手当の試算の数字が今手元でございますので、次回の会議までに用意するようにしたいと思います。

湯澤教授 3点お願いします。いろいろ先進的な既に出されている大綱がありますので、ぜひ先進的な大綱の柱の中で子どもの貧困対策法の大綱に生かせるものが何なのかというところを御検討いただければと思います。

自殺対策大綱の中でも、例えば人材養成ということも細かく大綱の中に規定されています。スクールソーシャルワーカーの話が出てきましたが、例えば保育所でのソーシャルワーカーというものも必要です。また、子どもの貧困というものがいかに理解されていないかということは本当に深刻な問題ですので、研修も含め人材育成を、ぜひ入れていただきたいと思います。

先ほども少々申したのですが、就労支援、日本型ワークフェアは限界に来ていると私は感じています。子育て世帯にとってかなり厳しい状況にある中で、派遣法をはじめ子育て世帯に厳しいであろう労働の変容というものが予測されます。ターゲティングされた高等技能促進訓練費等の充実ということはもちろん必要なのですが、そもそもの労働のところが切り崩されていることに対して、子どものウェルビーイングという視点からどうしていくのか。少子化社会対策大綱の中ではパートタイムの均衡処遇という言葉ではありますが、そういうことにも触れています。やはり子どもの貧困、貧困に強い社会をつくるには女性の貧困の解消なしには達成し得ないのです。今はもうパートタイムしかない、派遣しかない、時給しかない、時給制の労働しかない、そういう現状が広がっていますが、ほかの国では派遣についても正社員との均等待遇、前任者の正社員と同じ賃金を保障していく、福利厚生を保障していくという国もあるぐらいですから、やはり子どもの視点から労働というものをどう思うように考えていくかという視点も就労の支援には必要ではないかということなのです。

3点目です。相対的貧困率のことが何度も法律制定のときから議論になりました。イギリスで既にできているChild Poverty法では、2020年までにどうするかというところで、所得の中央値60%、それから70%という数値も出していますし、物質的な剥奪も出していますし、あるいは持続的な貧困に関する目標値というものも掲げています。貧困ギャップの問題と、長い期間さらされつづけることのリスクの大きさから考えると、持続的な貧困というものをどう明らかにしていくかといった多層的な指標が必要だと思います。ぜひそのあたりの検討もよろしく願いいたします。

以上です。

宮本座長 では、古瀬構成員と高橋構成員のお二人。

古瀬構成員 荒川区の古瀬と申します。

住民に身近な自治体としてこれまでの御意見を伺っていて、どういうプライオリティをつけて具体的な施策にしていくのかはすごい大きな課題だなとずっと感じているところです。ですので、大綱をつくって都道府県レベルで計画はつくっても、それを実行していくのはやはり区市町村になります。教育だったり、就労だったり、いろんな場面で役所は縦割りになっている中で、構成員の皆さんがおっしゃっているような、貧困の施策がちゃん

とどの施策にもバックボーンに入るような認識が私ども自治体にとっても必要なのだなというを感じているところです。

先ほどから出ている予防の観点でお話しさせていただくと、貧困や虐待の状態への対応についての施策は、要対協とかいろんな場面があるのですけれども、要対協に入らないケースであっても支援が必要なケースがなかなかつかみにくい、つながらないのです。

ですので、それが大塩構成員さんのきめ細やかなアウトリーチ的に把握する仕組みが必要というのが最後のレジユメにございましたけれども、交流サロンの中での利用者支援、今度の新制度の中での利用者支援をうまく使えるのかなとかいろいろなことを考えるのですけれども、孤立化を防いで要対協のケースにならないような予防施策といったところの観点も実はそこにきちっと手を差し伸べていく時期に来ていくだろうと思っておりますので、そういったところのアプローチの視点も大綱の中に盛り込んでいただければと思います。

高橋構成員 私たち学生は、一番大人に近い子どもとして、一番子どもに近い大人として、子どもと大人の橋渡しができると考えています。そこで、声を出すことのできない子どもたちにかわって、全国で活動している12団体の学生が集まり中心となって、また全国から250名の学生が集まって、先日の5月17日に東京ユースミーティングを開催いたしました。参加していただいた皆様、御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

そこで出た、当事者団体、支援者団体の学生で取りまとめたユースミーティング版大綱案が小河さんの資料の5ページ、6ページにございます。この資料は私ども学生が中心となって作りましたが、その内容が結果的に現状の3府省の方の政策の多くの部分に重なっていました。下村文部科学大臣も、このユース版大綱案の半分以上のものを着手している、実際にまた着手しようとしていると当日発言してくださいました。本当に3府省の皆様の御活動が私たち当事者、支援者団体の学生にとっても、非常にしてほしい政策として重なっているということをまず感謝申し上げます。そして、一層の充実をよろしく願いたいと思います。

当事者として発言された方がいます。社会的擁護で、実際に虐待を受けて、公園で水をくんできてガスコンロでお湯を沸かしてお風呂に入った、そういった極貧生活の中で育ってきた学生の発言がありました。その学生は、非常に極貧の生活で多重な不利を背負って、誰も味方がいなくなってしまうような、そんな追い込まれ方をしました。けれども、現在は立ち直って、今、子どもの貧困対策の第一線で活躍されている方です。どうして立ち直ることができたのかと私はその方に聞いたことがあります。

その方は、誰か一人でも自分に寄り添って自分を応援してくれる人がいたから自分は立ち直ることができた、立ち直ってからは現状の施策を使って、制度の中で何とか自分が自立していくための道筋を見つけることができたと言っていました。子どもを見捨てない社会、一人ぼっちにしない社会というのが子どもの貧困対策で非常に重要なのだと、彼の発言から私は分かりました。

私自身父親を自殺で亡くして、それからたくさんの方、たくさんの制度に助けられました。どうかこれからも、子どもは将来の日本そのものだと思いますので、今の社会そのものである私たちが地道に1つずつ、行動、実践を重ねていけるよう、たくさんの皆様からの御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

宮本座長 ありがとうございます。

それでは大体予定の時刻になりましたので、まだまだ言い足りないことはたくさんおありかと思えますけども、このあたりにしたいと思えます。

1つ感じましたのは、今日、これだけオブザーバーもたくさん来ていらっしゃるし、このテーマでかなり盛り上がりを見せて大変すばらしいことですが、そうであればあるだけ、子ども、そして、その親に関する施策はいろいろあって今までも動いてきたのですが、そういうものがうまく整合性をとれているのかどうかということを中心に懸念するところで、今回子どもの貧困だけがクローズアップすると今度ばらばらになっていきますね。その点で今回のことをきっかけにして、全体の見直しということも必要ではないかということも感じた次第でございます。このようなことで、次回までに内閣府のほうで文案を御用意いただくということです。

それでは、事務局から連絡事項のほうをお願いします。

加藤参事官 皆様、お疲れさまでございました。

次回の開催についてでございます。今、宮本座長からもございましたとおりで、当初の予定でまとめの回になるわけでございますが、6月5日、木曜日、13時30分から、同じこの建物でございます。内閣府4号館の12階、共用1214特別会議室での開催となります。皆様には後日改めて御案内差し上げたいと思えます。よろしく願いいたします。

宮本座長 それでは、これをもちまして第3回の会合を終了いたします。

どうも皆様ありがとうございます。